

令和 2 年第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 2 年 9 月 3 日～9 月 14 日

熊本県菊陽町議会

令和2年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	木	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号、議案第52号）質疑・委員会付託
9 / 4	金	休会（議案調査）
9 / 5	土	休会
9 / 6	日	休会
9 / 7	月	休会（議案調査）
9 / 8	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
9 / 9	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
9 / 10	木	休会（議案調査）
9 / 11	金	議案審議（議案第53号～議案第62号、同意第2号）質疑・討論・表決（報告第8号、報告第9号）質疑
9 / 12	土	休会
9 / 13	日	休会
9 / 14	月	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和2年9月3日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和2年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和2年9月3日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から同意第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第52号 令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（委員会付託）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

3 番 大久保 輝 君

5 番 西 本 友 春 君

7 番 佐々木 理美子 君

9 番 北 山 正 樹 君

11 番 坂 本 秀 則 君

13 番 佐 藤 竜 巳 君

15 番 岩 下 和 高 君

17 番 福 島 知 雄 君

2 番 矢 野 厚 子 君

4 番 阪 本 俊 浩 君

6 番 那 須 眞理子 君

8 番 中 岡 敏 博 君

10 番 布 田 悟 君

12 番 渡 邊 裕 之 君

14 番 甲 斐 榮 治 君

16 番 小 林 久美子 君

18 番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	吉 野 邦 宏 君
教 育 長	上 川 幸 俊 君	教育部長兼学務課長	吉 永 公 紀 君
総 務 部 長	西 本 一 浩 君	福祉生活部長兼 福祉課長	矢 野 信 哉 君
健康保険部長兼 健康・保険課長	古 賀 直 之 君	経 済 部 長 兼 商工振興課長	川 上 一 弘 君
土木部長兼 都市計画課長	井 芹 渡 君	総 務 課 長	板 楠 健 次 君
財 政 課 長	澤 田 一 臣 君	介護保険課長	宮 川 照 之 君
下水道課長	丸 山 直 樹 君	総務課総務法制係長	小 泉 秀 和 君
菊陽町代表 監 査 委 員	橋 本 輝 也 君		

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和2年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番矢野厚子君、3番大久保輝君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月14日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月14日までの12日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました要望書は、配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、令和2年7月に発生しました熊本豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしました。この

災害でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。

この令和2年7月豪雨については、本町においても7月5日から8日にかけての大雨により、土砂災害警戒情報の発令や白川の水位が氾濫危険水位を超えたため、白川沿川地区の町民の皆様に対し避難準備・高齢者等避難開始情報や避難勧告の発令を行いました。

幸いにも本町には大きな被害は発生しませんでした。御承知のとおり、県南の市町村では甚大な被害が発生しています。このため、被災地支援として7月10日から8月31日までほぼ毎日、2名から3名の職員を災害支援として被災市町村へ派遣しております。これまで延べ103名を派遣して支援を行ってまいりました。改めまして、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

また、台風関連については、昨日九州に最接近した台風9号では、自主避難所を2か所開設して災害に備えましたが、大きな被害はありませんでした。しかし、週末には特別警報級の勢力まで発達するおそれのある台風10号が接近する見込みとなっております。町民の皆様におかれましても、台風の動きに注意され、早めの十分な対策と安全な行動を取っていただきますようお願いいたします。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてであります。

本町では、2月22日に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染防止対策を進めてまいりましたが、8月3日に町内居住者1例目となる感染者が確認され、これまでに3例の感染者が確認されております。3名の感染者の方は、既に治療を終わられ退院されておられます。

一方、県では、クラスターを含む県内感染者の急激な増加に伴い、8月4日からリスクレベルを特別警報レベル4に引き上げました。

町の対応としましては、各町民センターなどの使用を休止し、町民の皆様に対して日常的な予防である手洗い、うがい、せきエチケットのほか、新しい生活様式実践の徹底を防災行政無線、町ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図り、関係機関と緊密な連携の下、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

なお、県内の感染者数も減少傾向となっておりますので、感染防止を徹底した上での各町民センターの再開の準備を始めております。

次は、新型コロナウイルスに伴う経済対策や各種支援策についてであります。

まず、特別定額給付金事業についてであります。

1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業は、8月19日に申請受付を終了しました。8月末時点での実施状況としましては、全世帯数の99.8%に当たる1万7,885世帯から申請があり、給付済額は42億6,010万円となっております。

次に、菊陽町飲食店・宿泊業支援金事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行に起因する外出自粛要請等により、事業が悪化し、または経営に支障を来している町内の飲食店、宿泊業事業者の事業継続を支援することを目的として、一律10万円の支援金を交付する事業を5月8日から7月31日の期間で実施し、133事業者の皆様から申請がありました。

次は、菊陽町新型コロナ対策個別相談会事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者、農業者向けに、菊陽町商工会、中小企業庁が運営しているよろず相談支援拠点と連携して、専門家による持続化給付金、家賃支援事業、雇用調整助成金などを含めた総合的な個別相談会を菊陽町商工会において8月から3月末の期間で毎週金曜日に実施をしております。

次に、菊陽町非接触型体温計導入支援事業についてであります。

新型コロナウイルスの感染防止を目的に、店舗等で利用者の皆様が安心して利用していただくことで事業継続の支援につながるものとして、非接触型体温計を事業者へ配布します。対象事業者は、飲食店、宿泊業、理容店、美容院などの3密状況となりやすい業種を予定しているところであり、現在配布に向けた準備作業を進めているところであります。

次に、子ども・子育て世帯への支援についてであります。

児童扶養手当を受給する独り親世帯などを対象に、児童1人当たり2万円を支給する菊陽町ひとり親世帯応援給付金支給事業は、現在事業の案内を児童扶養手当の支給対象者363世帯、575人に送付いたしました。本給付金の支払いは、9月11日を予定しております。その他の独り親世帯で本給付金の対象となる世帯については、今後申請を受け付け、随時支払いを行ってまいります。

次に、マイバッグ配布事業についてであります。

町民の皆様新しい生活様式への対応を進めていただくことや、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるマイバッグ事業については、プロポーザル方式による事業者選定を行うため、実施要領及び仕様書を作成して事業者の募集を行い、数社から提案をいただきました。提案事業者の実施体制や受注実績、SDGsへの対応、素材、機能、デザイン、価格等について審査を行い、契約事業者を決定いたします。事業者決定後は詳細な協議を行い、できるだけ早く町民の皆様へ配布できるよう準備を進めてまいります。

また、本議会に提案しております一般会計補正予算（第4号）においても、売上げが大幅に減少した事業者、農業者の家賃や土地の賃料等に対して、国の制度に上乗せをし町独自で支援を行う家賃支援事業、交通手段をお持ちでない高齢者が通院や買物を必要以上に控えることなく生活していただくための巡回バス、乗合タクシー乗車チケットの配布、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルスの対策のための備品購入等への支援、自治会の地域活動を支援するための非接触型体温計の配布など、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を計上いたしております。

次は、（仮称）防災センターの整備事業についてであります。

9月中旬からの着工に向けて準備を進めており、工事に伴い役場北側駐車場及び公用車庫が使えなくなります。このため、町民グラウンド多目的広場に仮設駐車場の整備を行い、昨日9月2日から利用を開始しています。

次は、第6期菊陽町総合計画の策定についてであります。

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした第6期菊陽町総合計画策定のため、菊陽町総合計画策定審議会を立ち上げ、第1回の審議会を開催しました。審議会は、町議会、学識者、各種団体等から18名の委員で構成しておりますが、このうち町議会からは議長、副議長に委員として御参加いただいております。今後検討を重ねながら、目指すべき町の将来像や施策の基本的な方向性を示す基本構想と、施策の具体的な内容を取りまとめた前期基本計画を審議していただき、町民の皆様の御意見をより多く反映した総合計画を策定していきたいと思っております。

次は、JR豊肥本線の全線開通についてであります。

熊本地震により被災して不通となっております肥後大津阿蘇間の運行が8月8日に再開され、JR豊肥本線の全線が開通いたしました。再開当日は、沿線各駅においておもてなしが行われ、本町の光の森駅、三里木駅周辺、原水駅周辺でも地域の団体や町民の皆様が列車の出迎えをされました。私たち沿線自治体にとっては、待ちに待った全線開通であります。本町としても、さらなる地域の活性化につながるものとして期待しております。

次は、国勢調査についてであります。

本年は5年ごとに実施される国勢調査の年になります。調査期日は10月1日で、本町でも9月中旬から調査員が各世帯に伺います。今般の新型コロナウイルス感染症に対応するため、調査書類の配布、回収に関しては、調査員と世帯が直接接触しない非接触の調査方法を基本とするなど、町としても感染拡大防止に十分配慮し、町民の皆様の御協力を得ながら国勢調査の重要性を認識し、しっかりと調査を進めてまいります。議員各位におかれましても、国勢調査への御協力、周知方、よろしくお願い申し上げます。

以上、新型コロナウイルス対策を中心に最近の主なものについて報告いたしました。今後とも町民の皆様とともに、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に向けたまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出認定第1号から同意第2号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出認定第1号から同意第2号までの20件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和2年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は20件ございます。内訳は、決算の認定が6件、条例の改正や補正予算等に係る議案が11件、報告が2件、同意が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第6号は、令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算5件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第52号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

内容は、令和元年度の下水道事業により生じました未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法の規定により自己資本へ組み入れる処分について議決を求めるものです。またあわせて、令和元年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第53号は、菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の制定についてであります。

内容は、現在もなお部落差別が存在するとともに情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消の推進に関し基本理念を定め、町の責務を明らかにし、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

議案第54号は、菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、三里木町民センター内の働く婦人の家、軽運動室に空調設備を整備することに伴い、菊陽町町民センターの設置条例における同軽運動室の使用料に冷暖房料を追加するものであります。

議案第55号は、令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8億8,443万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億6,885万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものとしましては、町税を6,514万7,000円、国庫支出金を1億4,812万8,000円、繰越金を4億1,602万1,000円、町債を1億1,680万円それぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、総務費を4億1,301万7,000円、民生費を1億3,552万4,000円、商工費を1億1,200万4,000円、教育費を1億904万4,000円それぞれ増額するもので

あります。

議案第56号は、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に629万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,629万7,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を1億4,519万7,000円増額し、町債を1億3,890万円減額するものであります。

歳出の主なものは、事業費の公有財産購入費を632万円増額するものであります。

議案第57号は、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億269万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4,235万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を7,101万3,000円増額し、歳出の主なものは、基金積立金を5,000万円増額するものであります。

議案第58号は、令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に344万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,584万5,000円と定めるものであります。

歳入は、一般会計繰入金を3万3,000円、繰越金を340万9,000円増額し、歳出は総務費を3万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を340万9,000円増額するものであります。

議案第59号は、令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,528万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,233万8,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を1億3,366万9,000円増額し、歳出の主なものは、基金積立金を1億1,300万円増額するものであります。

議案第60号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、支出の事業費用を2,573万9,000円増額し、13億6,418万3,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を126万5,000円増額し、8億4,895万2,000円と定め、支出を273万8,000円増額し、12億4,570万9,000円と定めるものであります。

議案第61号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました鉄砲小路区内の開発に係る道路等5路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第62号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、菊陽第二土地区画整理事業に伴う確定測量を行った際、国道57号菊陽バイパスと町道の重複区間が存在していたため、町道下原堀川線の一部区間の廃止及び町道久保4号線の起点位置を変更するものであります。

報告第8号は、令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第9号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、町が出資している法人であります有限会社さんふれあについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度決算に関する書類及び令和2年度予算に関して報告するものであります。

同意第2号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員の坂田和明様の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては引き続き坂田和明様を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（上田茂政君） 日程第7、認定第1号から認定第6号及び議案第52号の7件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也君。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也君） おはようございます。代表監査委員の橋本でございます。

令和元年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書と、令和元年度菊陽町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について説明します。

お手元の意見書資料1ページを御覧ください。

審査対象としまして、1番の令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算書から8番の令和元年度菊陽町基金運用状況調書までとなっています。

審査実施期間は、令和2年7月8日から7月31日までのうち12日間行いました。

審査場所につきましては、菊陽町役場監査委員室及び関係出先機関において決算審査を実施

しました。

次に、資料 2 ページの審査の方法及び決算の概要ですけど、まず審査の方法としましては、決算審査に当たっては、町長から付されました令和元年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書等の書類について計数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各課担当職員からの関係書類の提出を求めまして、必要に応じ説明を聴取し、予算の執行の可否並びに会計処理が適正で合理的に行われているか等について審査を行いました。

決算の概要ですけど、一般会計のうち令和元年度の菊陽町一般会計決算の状況は、歳入総額 160 億 4,387 万 8,000 円、歳出総額 152 億 6,628 万 5,000 円で、差引残額 7 億 7,759 万 3,000 円となっております。このうち 2 億 1,157 万 2,000 円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は 5 億 6,602 万 1,000 円の黒字となっております。過去 5 年間の各年度別決算の推移については、表 1 に記載しているとおりです。

次に、資料 3 ページの歳入についてでございますけど、令和元年度の一般会計歳入決算は、予算現額が 166 億 8,644 万 2,000 円、調定額が 162 億 9,885 万 2,000 円、収入済額が 160 億 4,387 万 8,000 円となっております。収入率は、予算現額に対し 96.15%、調定額に対して 98.44% となっています。収入済額は、前年度よりも 17 億 592 万 3,000 円の減少となっております。歳入の詳細な内訳につきましては、表 2 を参照してください。

本町の自主財源割合については 62.43% となっています。その大半を占めます町税は 44.72% であり、他市町村に比べて割合が高い状況となっております。詳細な内訳につきましては、資料 4 ページ、表 3 の自主財源と依存財源を参照してください。

歳入のうち、収入未済額は 2 億 4,299 万 4,000 円、不納欠損額は 1,198 万 1,000 円となっております。その内訳につきましては、資料 4 ページの表 4 の収入未済額の状況、表 5 の不納欠損額の状況を参照してください。

資料 5 ページ、表 6 の町税税目別徴収実績について。

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の調定額は 73 億 9,310 万 1,000 円で、前年度の 72 億 1,530 万 6,000 円から 1 億 7,779 万 5,000 円の増加となっております。また、収入済額は 71 億 7,481 万 3,000 円で、前年度の 70 億 1,086 万 4,000 円から 1 億 6,394 万 9,000 円の増加となっております。収入率は、表 2 の予算現額 166 億 8,644 万 2,000 円に対し 96.15%、調定額 162 億 9,885 万 2,000 円に対し 98.44% となっています。資料 5 ページの表 6、過去 3 年間の内訳を見ますと、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の徴収率は 97.05% で、前年度より微少ではありますがダウンしております。

菊陽町税収入未済額の各年度別内訳については、資料 6 ページ、表 7 に記載しているとおりです。

また、令和元年度菊陽町税不納欠損額の内訳につきましては、資料 7 ページの表 8 のとおりです。

次に、資料8ページの歳出について説明します。

令和元年度の菊陽町一般会計歳出決算は152億6,628万5,000円で、予算現額166億8,644万2,000円に対し執行率は91.49%となっています。支出済額は152億6,628万5,000円で、前年度より13億6,810万4,000円減少しております。その構成比を見ますと、民生費が37.74%、総務費が12.13%、次いで教育費が11.9%で高く、公債費が8.7%、衛生費が8.63%、土木費が8.06%、この6費目で全歳出額の87.24%を占めております。その内訳につきましては、表9に記載しているとおりです。

なお、次年度への繰越額は、繰越明許費が26事業の8億4,737万7,000円、事故繰越が1事業の2,695万6,000円となっております。繰越内容の詳細につきましては、資料9ページから10ページの表10に記載しているとおりです。

次に、資料11ページの特別会計について説明します。

1番の国民健康保険特別会計の概要についてでございますけど、特別会計決算の状況は、歳入総額38億3,644万6,000円、歳出総額37億1,543万3,000円で、差引残額は1億2,101万4,000円となっています。

各年度別決算の推移については、表11に記載しているとおりです。

歳入の内容ですが、歳入決算額は予算現額の7億1,273万9,000円に対し収入済額は7億6,776万4,000円で、予算現額に対し収入率は107.72%となっております。また、調定額10億5,401万1,000円に対し収入率は72.84%となっており、収入済額は前年度より4,023万8,000円の減となっております。

なお、現年課税分につきましては、調定額7億7,355万2,000円に対し収入済額は7億1,888万3,000円で、収入率は92.93%となっております。

次に、資料12ページの表13の国民健康保険税の各年度別推移を見ますと、令和元年度の収入未済額は2億8,067万9,000円、不納欠損額は556万9,000円となっております。その詳細な内訳につきましては、表14、15に記載してるとおりです。

資料13ページの歳出の内容ですが、歳出決算額は37億1,543万3,000円で、予算現額39億927万7,000円に対し執行率は95.04%であり、前年度より7,563万9,000円の増加となっております。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が68.51%、国民健康保険事業費納付金が26.74%となっております。詳細な内訳につきましては、表17に記載しているとおりです。

次に、資料14ページの2、後期高齢者医療特別会計について説明します。

特別会計決算の状況としまして、歳入総額3億9,148万9,000円、歳出総額3億8,008万円で、差引残額は1,140万9,000円となっております。

歳入についてですけど、歳入決算は、予算現額3億8,913万円に対し収入済額は3億9,148万9,000円で、収入率は予算現額に対し100.6%となっています。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細については、表18に記載しているとおりです。

歳出についてですけど、歳出決算は3億8,008万円で、予算現額3億8,913万円に対し執行率は97.67%となっています。歳出の執行状況の詳細な内容については、表19に記載しているとおりです。

また、令和元年度保健事業の状況については、資料15ページの表20に記載しているとおりです。

次に、資料16ページ、3、介護保険特別会計について説明します。

介護保険特別会計決算の状況としまして、歳入総額25億5,605万8,000円、歳出総額24億1,061万5,000円で、差引残額は1億4,544万3,000円となっています。

歳入ですけど、歳入決算は、予算現額25億6,612万7,000円に対し収入済額は25億5,605万8,000円で、収入率は予算現額に対し99.99%となっています。また、調定額25億6,916万4,000円に対し収入率は99.48%となっています。

歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で収入未済額1,231万7,000円、不納欠損額78万9,000円が生じております。

各年度別の介護保険料の収納状況は、表23に記載しているとおりです。

歳出ですけど、歳出決算は24億1,061万5,000円で、予算現額25億5,612万7,000円に対し執行率は94.31%となっています。また、前年度の23億9,995万6,000円より1,065万9,000円の増加となっております。歳出執行状況の詳細な内容につきましては、表24に記載しているとおりです。

また、介護保険給付費の各年度別推移と要介護（要支援）者数の各年度別推移については、資料17ページの表25、26に記載しているとおりです。

次に、資料18ページの4、土地取得特別会計について説明します。

特別会計決算の状況ですけど、歳入総額197万7,000円、歳出総額129万4,000円で、差引残額は68万3,000円となっています。差引残額68万3,000円については、次年度に繰越した事業の財源となっております。

次は歳入ですけど、歳入決算は予算現額1億3,772万6,000円に対し収入済額は197万7,000円で、収入率は予算現額に対し1.44%となっています。この要因につきましては、菊陽北小学校及び菊陽武蔵ヶ丘北小学校に係る経費を令和2年度に繰り越したところによるものです。

歳出、歳出決算は、予算現額1億3,772万6,000円に対し執行率は0.94%となっています。この要因は、歳入と同様に菊陽北小学校及び菊陽武蔵ヶ丘北小学校に係る経費を令和2年度に繰り越したことによるものです。

歳入歳出の詳細につきましては、表27、表28に記載しているとおりです。

次に、資料19ページの工業団地造成事業特別会計について説明します。

特別会計決算の状況ですけど、歳入総額3億9,815万1,000円、歳出総額1億7,245万3,000円で、差引残額2億2,569万7,000円となっております。このうち1億3,950万円が翌年度へ繰越すべき財源となるため、実質収支額は8,619万7,000円となっております。

歳入決算ですけど、歳入決算は予算現額の 5 億714万9,000円に対し収入済額は 3 億9,815万1,000円で、収入率は予算現額に対し78.51%となっています。

歳出ですけど、歳出決算は予算現額 5 億714万9,000円に対し歳出済額が 1 億7,245万3,000円で、執行率は34%となっています。

歳入歳出の状況の内容につきましては、資料19ページの表29、表30に記載しているとおりです。

次に、資料20ページの財産に関する調書について説明します。

公有財産について、総務大臣通知の統一的な基準による地方公会計の整備促進についてに基づき、固定資産台帳を整備し、毎年資産の調査が行われております。令和元年度の詳細な内容につきましては、公有財産の増減につきましては 2 行目から 7 行目、土地・建物以外の財産の増減につきましては10行目から15行目に記載しているとおりでございます。また、詳細な内容は、資料20ページの表29財産総括表（土地・建物）、表30財産総括表（土地・建物以外）のとおりでございます。

公有財産、その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、おおむね適正に管理、運用がなされていると認められますが、台帳精査による修正は今後とも関係課と連携を取り整備に努めていきたいと思っております。

次に、資料21ページの第 4、基金運用状況調書について説明します。

基金の運用状況は、財政調整基金で令和元年度事業との財源調整で 1 億968万4,000円の減の19億562万1,000円となっております。また、減債基金は、利子積立により 3 万9,000円増加し、3 億8,878万円となっております。

その他、今後の施設の老朽化に伴う更新費用や施設整備のための公共施設整備基金が 1 億1,590万7,000円減の 6 億7,543万6,000円、町立学校建設のための学校建設基金が 1 億2,392万円減の 1 億3,969万8,000円、新たな総合スポーツ施設整備のための総合スポーツ施設整備基金が5,995万円減の 9 億4,043万1,000円となっています。

特別会計においては、国民健康保険特別会計の国民健康保険財政調整基金が利子分 5 万5,000円増の 2 億1,104万8,000円、介護保険特別会計の介護保険給付費準備基金が3,997万6,000円減の 2 億5,066万5,000円となっております。全18基金の総額及び増減については、資料22ページの表31のとおりでございます。

決算審査においては、各基金の設置趣旨により適正かつ効率的に運用されているか、また計数は正確であるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿っておおむね適正な運用がなされていると認定しました。

次に、資料23ページの本町の財政構造と財政指数について説明します。

歳入の構成ですけど、自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較しますと、表32のとおりでとなります。

令和元年度の自主財源と依存財源の構成比は62.4%対37.6%となっており、自主財源比率が

多くなっております。下段の参考表、自主・依存財源比率の平均を参照しますと、熊本県及び全国平均と比べても、自主財源の割合は高い状況となっております。

資料24ページ、②の令和元年度の経常的収入と臨時的収入の構成比は73.8%対26.2%となっており、年度別の比較率は表33に記載しているとおりです。

資料25ページの歳出の構成ですけど、歳出決算額の性質別、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分し前年度と比較しますと、表34に記載しているとおりです。この内訳は、義務的経費が70億9,877万9,000円で、前年度と比較しますと9.29%、6億334万7,000円の増となっており、歳出総額に占める割合は46.5%となっています。主な要因は、私立保育園の運営費負担金の増加や職員の増員、熊本県議会選挙等の実施による増となっております。

投資的経費は24億1,000万6,000円で、前年と比較しますと24.23%、7億7,061万1,000円の減となっています。主たる要因は、光の森防災広場整備、総合交流ターミナル施設改修、第二土地区画整理事業など、大型事業の事業費が減少したところによります。

その他の経費は57億5,389万8,000円で、前年度と比較しますと17.31%、12億447万1,000円の減となっています。主たる要因は、前年度と比較して基金積立金が減少したところによるものです。

一方、経常経費に充当された一般財源は77億5,350万1,000円で、前年度と比較しますと2.01%、1億5,251万8,000円増加しております。

次に、資料26ページ、2の財政指数について説明します。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標、アの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準財政規模の年度別推移については、表35に記載しているとおりです。

本町の令和元年度のアの財政力指数は0.98で、前年度から0.02ポイント増加しております。この指数が1に近いほど財政力に余裕があるとされております。

イの経常収支比率は93.1%で、前年度と同様でした。

ウの公債費負担比率は12.4%で、前年度より1.3ポイント増加しております。この公債費負担比率は、一般的には財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいものとされております。

エの標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態での通常収入されるであろう一般財源の規模を示すものです。ここ数年は町税が増加しており、普通交付税等は減少しているものの全体的には増加傾向にあります。

最後に、資料27ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付されました令和元年の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されております。上記書類の記載の計数は、関係諸帳簿や証憑書類等と照合し、金融機関残高証明の金

額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理はおおむね適正に行われているものと認められます。また、個別的な細部の指摘や是正事項については、例月出納検査、定期監査を含め、その都度協議、改善を指導しております。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見としまして、財政運営はおおむね適正に運営されているものと認識しております。これに連動し財政運営の実態を表した財政構造、財政指数については、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断しております。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得、処分及び債権、物品の移動等について関係台帳や証憑類と照合し、おおむね適正な管理運営がなされているものと認められます。

次に、下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

お手元の決算意見書を御覧ください。

資料1 ページの法適用の経緯ですけど、平成26年度の予算、決算から地方公営企業法施行令等の大幅な会計基準の見直しがあり、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を連結された会計処理についてセグメント区分による表示も行うこととされました。したがって、本審査もこの連結による下水道事業決算報告書を基に審査を行い、必要に応じセグメント区分の実態にも配慮した決算内容について審査を行っております。

審査の概要ですけど、下水道事業会計決算報告書について、令和2年7月15日に菊陽町役場監査委員室において審査を実施しました。

審査の手続ですけど、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状況等が適正に表示されているかどうかを検証するため、決算審査においては勘定別仕分伝票、会計帳簿及び関係証拠書類との照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数との突き合わせを行い、必要に応じ担当職員から聴取する方法で審査を行っております。また、当該年度の経営成績と財政状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかを検証するための事業経営分析の検証審査も行っております。

第4の審査結果ですけど、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されているものと認められました。また、個別的な細部の指摘及び是正事項等につきましては、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度協議、改善を指導しております。

資料2 ページの下水道事業の概要ですけど、熊本北部流域下水道関連の公共下水道については、令和元年度末の行政区域内人口に対する処理区域内人口普及率は98.1%となっています。

ただ、本事業施設は昭和58年に着手されていますが、それ以前の民間開発等により整備され、40年を経過した污水管もあり、経年劣化による腐食等も見受けられる状況です。これらの施設の維持、更新については、下水道長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づき優

先順位を決め、効率的な清掃、修繕及び更新を行い、閉塞、陥没等による事故が発生しないよう今後も努めていただきたいと思います。

2の業務量、3の建設改良工事の詳細な内容については、表1から4に記載しているとおりです。

資料3ページの予算の執行状況の1の収益的収入、2の収益的支出、3の資本的収入、4の資本的支出については、その詳細な内容はページ3から4の表5から10に記載しているとおりです。

その中で、資料3ページ中ほどの2の収益的支出については、当該年度は1億877万円の黒字となっており、前年度に比べ879万1,000円の増となっています。今後とも収益増が継続し健全な業務運営ができるよう、慎重な運営をお願いしたいと思います。

資料5ページの経営成績についてですが、資料6ページの表11の損益計算書を基に、令和元年度の下水道事業活動による純利益は7,873万7,000円となります。その内訳は、資料6ページの①の営業収益が9億3,237万9,000円、ページ6の②の営業費用が11億2,264万2,000円で、差引き1億9,026万2,000円の損失が発生しております。これにつきましては、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上していることが影響しております。

過年度に築造した建物、構造物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受金として減価償却に合わせ収益化されて営業外収益として計上しているため、資料6ページの③の営業外収益は4億333万3,000円となり、資料6ページの企業債支払利息等の④の営業外費用は1億4,066万円の差額となり、2億6,267万3,000円の営業利益の差引きにより、経常利益は7,241万1,000円となります。

さらに、資料6ページの⑤の特別利益632万6,000円を加えた7,873万7,000円が当年度純利益になります。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた令和元年度末の、資料7、表13の未処分利益剰余金は2億3,678万1,000円となり、下水道企業経営の成績判断としては問題ないものと認定しています。

しかし、これらには約916万8,000円の一般会計からの基準外繰入金による資金が含まれた結果であり、今後も経営及び資金運営上の留意が必要と思われます。

資料6ページの表11、下水道事業会計損益計算書、資料7ページの表12、下水道事業剰余金計算書、表13の下水道事業剰余金処分計算書の詳細な内訳は、記載しているとおりです。

次に、資料8ページの財政状況について。

令和元年度末の財政状況については、表14に示したとおりです。今回の決算審査において、例月出納検査で提出される調定整理簿や支出整理簿に基づいた予算執行状況と月次合算残高試算表との整合性を検証し、提出された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各計数は適正に処理されているものと認定します。

また、下水道事業の経営が安定してるかどうかについては、資料9ページの資本の部、40億

7,956万3,000円と前年度の38億8,626万1,000円に比べますと、1億9,330万2,000円の増となっています。負債の部は、償還額より借入額が少ないため2億2,784万3,000円の減となっており、財政状況は債務超過の傾向はないものと認められます。

今後においても、既存施設の老朽化に対する改築更新事業については、長寿命化計画、ストックマネジメント計画を活用し、更新費用の平準化を進めていく必要がございます。

また、地域活性化のための新たなインフラ整備に対する交付金の推移次第では、下水道運営にも大きな影響が考えられます。したがって、これらについても十分な配慮をお願いするとともに、中・長期的な下水道事業計画についても再度の検証が行われ、下水道事業の継続的な健全経営ができるようお願いしたいと思います。

資料10ページのキャッシュフロー計算書の詳細な内容につきましては、10ページの記載内容及び表15に記載しているとおりです。

次に、資料11ページの審査の結果と意見について。

決算審査は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合させた連結決算書をベースに、資産の状況及びその財源とされた負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っています。

審査結果は、平成26年4月の新会計基準に基づいた審査を行っていますが、当該事業の経営運営及び財政状況は、これまでに述べているとおり、おおむね適正な事業運営がなされているものと評価しています。

今回の審査においては、総務省公表の経営分析指標を基準とした施設及び経営の効率性、財務状況の健全性についても全国値との比較、表16の施設の効率性、表17経営の効率性、表18財務状況の健全性について、その値の比較では総体的に見ても遜色のない値を示しているものと思っております。

本町における汚水処理の原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較しますと、その値は全国平均よりもいい数字ではありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業では約1.5倍の格差が見られます。したがって、これらのことについては、要因分析を行って効率性の改善の必要がないか、検討をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（上田茂政君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時8分

再開 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和元年度決算認定の件について、各課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いをします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 認定第 1 号 令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第 8、認定第 1 号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

それでは、認定第 1 号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、代表監査委員から決算審査報告がなされまして、議長が言われましたとおり、この後各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては各委員会において各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果及び引上げ分の地方消費税収入の使途並びに平成28年熊本地震関係経費、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の 5 種類になります。

このうち、歳入歳出決算参考資料ですけれども、こちらの 4 枚の資料になりますけれども、内容に誤りがございましたので、申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

内容につきましては、1 ページをお開きいただきまして、下段のほうになりますけれども、歳入の「16国庫支出金」と記載しておりますが、正しくは「17国庫支出金」となります。すいません。以降の款の番号につきましても、1 つずつ繰り下げていただきたいと思います。

最後は、3 ページの「23町債」と記載しておりますものが、正しくは「24町債」となります。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、財政課からはただいま訂正いただきました歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明を申し上げ、その後で歳入歳出決算書によりポイントとなります項目を御説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の 1、2 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和元年度の収入済額について、前年度との比較と併せて説明させていただきます。

款の 1 町税は、収入済額が71億7,481万3,186円で、前年度との比較は1億6,394万9,387円、2.3%の増となりました。歳入合計に占める構成比は44.7%で、一番高い比率でございます。

その中で、項の 1 町民税は29億7,232万7,137円で、6,610万3,943円、2.2%の減となりまし

た。個人町民税は増加、法人町民税は減少しております。

項の2 固定資産税は37億4,013万5,839円で、2億3,052万3,559円、6.6%の増となりました。このうち、家屋償却資産は増加、土地は減少しています。

款の2 地方譲与税は2億195万4,010円で、206万7,010円、1.0%の増となりました。地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の1 地方揮発油譲与税は減少、項の2 自動車重量譲与税は増加、項の3 航空機燃料譲与税も増加しました。項の4 地方道路譲与税は、法改正以前の地方道路税の滞納繰越分の納付があったため譲与されたものです。項の5 森林環境譲与税は、令和元年度から創設されたものとなります。

款の6 地方消費税交付金は7億3,538万1,000円で、5,330万5,000円、6.8%の減となりました。令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられ、このうち地方消費税率が1.7%から2.2%に引き上げられていますが、地方消費税交付金として交付されるのは令和2年度からとなります。

なお、引上げ分の地方消費税収入の使途については、関係書類の主要な施策の成果及び引上げ分の地方消費税収入の使途並びに平成28年熊本地震関係経費に整理しています。

款の10環境性能割交付金は335万5,000円で、これは令和元年度から新たに創設されたものでございます。

款の12地方特例交付金、項の4 子ども・子育て支援臨時交付金は6,962万8,000円で、これは幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分に対して交付されるもので、令和元年度のみ交付となります。

款の13地方交付税は1億5,626万6,000円で、1,079万4,000円、6.5%の減となりました。このうち普通交付税が674万8,000円減の845万1,000円、特別交付税が404万6,000円減の1億4,781万5,000円になります。

款の15分担金及び負担金は2億5,557万2,669円で、6,756万7,481円、20.9%の減となりました。このうち保育所入所者負担金が7,205万9,240円の減になります。

款の17国庫支出金は25億9,567万9,776円で、1億9,829万710円、8.3%の増となりました。構成比は16.2%で、2番目に高い比率です。

そのうち、項の1 国庫負担金は2億8,786万4,625円、18.1%の増になります。主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費負担金の増によるものです。

項の2 国庫補助金は8,838万586円、11.1%の減になります。主な要因は、保育所等整備交付金の増があったものの、社会資本整備総合交付金が減となったことによるものです。

款の18県支出金は13億3,706万3,764円で、9,098万956円、7.3%の増となりました。主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費負担金の増によるものです。

款の19財産収入は3億2,556万6,591円で、7,635万8,804円、19.0%の減となりました。主な財産収入の内容は、第二土地区画整理地内の土地売却収入や熊本空港ビルディング株式会社の

株売却分となります。

次の３、４ページをお開きください。

款の21繰入金は８億3,450万円で、12億7,619万5,866円、60.5%の減となりました。主な要因は、土地取得特別会計からの繰入金の減によるものになります。

款の22繰越金は11億1,541万2,488円で、１億3,133万1,362円、10.5%の減となりました。この中には、繰越明許分の繰越金が含まれております。

款の24町債は８億1,190万円で、６億230万円、42.6%の減となりました。主な町債の内容は、都市防災総合推進事業債、菊陽北小学校施設整備事業債、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業債になります。

以上、歳入合計は、平成30年度からの繰越部分を含めて160億4,387万7,689円となり、前年度から17億592万3,259円、9.6%の減となりました。

５、６ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の２総務費は18億5,232万4,849円で、18億3,150万3,425円、49.7%の減となりました。減少した主な理由は、項の１総務管理費の中で公共施設整備基金積立金、総合スポーツ施設整備基金積立金、光の森防災広場用地購入費の減になります。

款の３民生費は57億6,172万7,356円で、５億5,143万7,704円、10.6%の増となりました。歳出合計における構成比は37.7%と、最も高い比率となっています。

増加した主な理由は、項の２児童福祉費の中で新設保育所施設整備補助、私立保育園給付費の増になります。

款の４衛生費は13億1,725万5,145円で、１億4,816万1,845円、12.7%の増となりました。増加した主な理由は、項の１保健衛生費の中で子ども医療費助成の増や項の２清掃費の中で菊池環境保全組合負担金の増になります。

款の６農林水産業費は３億7,255万7,161円で、２億1,500万3,394円、36.6%の減となりました。減少した主な理由は、総合交流ターミナル整備事業や同施設への運動用備品購入費の減となります。

款の７商工費は２億5,410万1,721円で、３億2,692万2,617円、56.3%の減となりました。減少した主な理由は、工業団地造成事業特別会計繰出金の減となります。

款の８土木費は12億3,104万635円で、１億8,966万9,199円、13.4%の減となりました。減少した主な理由は、項の２道路橋梁費で道路の維持、改良費が増加しましたが、項の３都市計画費で土地区画整理費や公共下水道費などの減により減少したものです。

款の９消防費は11億7,120万6,673円で、６億8,973万2,652円、143.3%の増となりました。増加した主な理由は、光の森防災広場整備事業の増になります。

款の10教育費は18億1,839万3,019円で、3,779万7,390円、2.0%の減となりました。減少した主な理由は、菊陽北小学校大規模改造事業や総合体育館整備事業が増加したものの、菊陽西

小学校給食室増築改修事業や教育集会所整備事業などの減により減少したものです。

款の11災害復旧費は490万5,746円で、1億8,703万3,109円、97.4%の減となりました。これは、平成28年熊本地震による災害復旧費事業分の減になります。

款の12公債費は13億3,903万3,795円で、775万4,913円、0.6%の増となりました。公債費の内訳は、元金が12億3,175万3,561円、利子が1億728万234円になります。

なお、令和元年度末の地方債現在高は、一般会計で161億3,760万6,000円となり、前年度末から約4億1,985万4,000円減少しました。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載していますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は平成30年度からの繰越分を含め152億6,628万4,858円で、前年度から13億6,810万3,602円、8.2%の減となりました。

以上で参考資料による説明を終わります。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の事項別明細書を11ページから、最後に3の実質収支に関する調書を257ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税にあります。また、収入未済額は、款の1町税と款の15分担金及び負担金、次の3、4ページの款の16使用料及び手数料、款の23諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などについては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナスとなっているものは、令和2年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容になります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されています。

10ページをお開きください。

ここからは、事項別明細書になります。

大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

少し飛びますが、47、48ページをお開きください。

次は、歳出になります。款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しています。

また、飛びますが、次に最後の方の255、256ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、255ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、836万円を充当しました。内訳は、256ページの備考欄に記載のとおり、各科目に充当しています。

最後に、257ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額160億4,387万8,000円に対し2の歳出総額が152億6,628万5,000円ですので、3の歳入歳出差引額は7億7,759万3,000円となります。ただし、4の翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額の2億1,157万2,000円が必要ですので、5の実質収支額は5億6,602万1,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第2号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会

計は用地の先行取得事業などに係る歳入歳出を経理するものです。また、1枚めくっていただきますと、令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、収入済額が1万1,645円で、土地開発基金の利子になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が86万5,133円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したものです。

款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、収入済額が110万円で菊陽北小学校及び武蔵ヶ丘北小学校用地拡張のための町債となります。

以上、歳入合計は、収入済額が197万6,778円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、支出済額が1万1,645円で、歳入で受け入れた土地開発基金の利子を積み立てたものです。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、菊陽北小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の用地購入のための不動産鑑定手数料として118万7,505円支出しました。

目の3土地・建物管理費は、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費に9万4,628円を支出しました。

以上、歳出合計は支出済額が129万3,778円となりました。

11ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額197万7,000円に対し2の歳出総額が129万4,000円ですので、3の歳入歳出差引額は68万3,000円となります。ただし、4の翌年度へ繰越すべき財源として繰越明許費繰越額の68万3,000円が必要ですので、5の実質収支額は0円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第3号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

○議長（上田茂政君） 日程第10、認定第3号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 認定第3号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を11ページに掲載しています。

工業団地造成事業特別会計の決算につきましては、産業建設常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書の款項について御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額につきましては省略させていただき、収入済額について御説明いたします。

款の2繰入金、項の1他会計繰入金は、原水工業団地の土地貸付収入金額で、一般会計から繰入金として534万8,750円を繰り入れています。

款の3繰越金、項の1繰越金は3億680万1,965円で、この中には繰越明許分の繰越金が含まれております。

款の4町債、項の1町債は、工業団地造成事業債で、8,600万円の借入れを行いました。

以上、歳入合計は、平成30年度からの繰越分を含めて3億9,815万715円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額につきましては省略させていただき、支出済額について御説明いたします。

款の1事業費は、1億7,245万3,295円で、工業団地整備に必要な基本設計や補償物件の調査及び用地の取得、支障物件の移転補償に要した費用であります。

款の3予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、1億7,245万3,295円でございます。

最後に11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。単位は1,000円でございます。

1の歳入総額が3億9,815万円に対し2の歳出総額が1億7,245万3,000円ですので、3の歳入歳出差引額は2億2,569万7,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源が継続費通次繰越額1,550万円、繰越明許費繰越額1,500万円、合わせて3,050万円が必要になりますの

で、5の実質収支額は1億9,519万7,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

# 日程第11 認定第4号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。

認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。2枚めくっていただきまして、令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

表紙をめくってください。目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を25ページに掲載しております。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定でございますので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は7億6,776万3,621円で、前年度より4,023万8,197円の減となりました。不納欠損額は556万8,734円、収入未済額は2億8,067万8,838円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の徴収率は92.9%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は26億2,992万4,031円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計から法定分の繰入金として2億5,090万5,182円を繰り入れました。

なお、令和元年度は法定外の国保財政調整繰入金はございません。

款の11繰越金は1億6,939万4,846円で、平成30年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が38億3,644万6,396円になり、不納欠損額556万8,734円、収入未済額2億8,197万8,563円となりました。

続きまして、3、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は22億548万8,622円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は3億2,516万1,297円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付したものであります。

項の4出産育児諸費は1,437万8,548円で、被保険者が出産したときの出産育児一時金になります。

款の3国民健康保険事業費納付金は、9億9,368万965円で医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費は2,027万4,604円で、人間ドック補助金など被保険者の健康保持、増進のための費用であります。

項の2特定健康診査等事業費は2,173万1,145円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用になります。

款の9諸支出金は1億1,417万4,560円で、項の1の償還金及び還付加算金は307万4,560円で、過年度分の一般被保険者国民健康保険税の還付金及び還付加算金になります。

項の3繰出金は、一般会計への繰出金1億1,110万円で、このうち1億円は平成28年度までに一般会計から繰り入れしました法定外の財政調整繰入金の返還分となります。

以上、歳出合計は、支出済額が37億1,543万2,520円となりました。

最後に、25ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が38億3,644万6,000円に対し2の歳出総額が37億1,543万3,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1億2,101万3,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1億2,101万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

日程第 12 認定第 5 号 令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、認定第 5 号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 認定第 5 号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1 枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。また、1 枚めくっていただきますと、令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

めくっていただきまして、目次がございます。1 の歳入歳出決算書を 1 ページから、2 の歳入歳出決算事項別明細書を 7 ページから、最後に 3 の実質収支に関する調書を15ページに掲載しております。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましても、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1 の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の 1 後期高齢者医療保険料は 2 億 8,751 万 820 円で、前年度より 2,263 万 5,000 円の増となりました。不納欠損額は 12 万 5,980 円、収入未済額は 192 万 6,040 円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は 99.6%になります。

款の 4 繰入金は、一般会計からの繰入金 8,405 万 4,411 円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の 5 繰越金は 1,010 万 691 円で、平成 30 年度からの繰越しになります。

款の 6 諸収入は 979 万 1,338 円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額 3 億 9,148 万 8,780 円となり、不納欠損額 12 万 5,980 円、収入未済額 192 万 6,040 円となりました。

続きまして、3、4 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の 2 後期高齢者医療広域連合納付金は 3 億 6,520 万 9,603 円で、前年度より 1,573 万 9,769 円の増となりました。

款の 3 保健事業費は 939 万 8,420 円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになりま

す。

以上、歳出合計は、支出済額が3億8,007万9,567円となりました。

最後に、15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額が3億9,148万9,000円に対し2の歳出総額が3億8,008万円ですので、3の歳入歳出差引額は1,140万9,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,140万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 認定第6号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第13、認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。その次が令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を6ページから、最後に3の実質収支に関する調書を29ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入は5億8,985万7,358円で、前年度より246万4,104円の増となりました。不納欠損額は78万8,620円、収入未済額は1,231万6,987円になります。

なお、介護保険料の収納率は97.8%になります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は3億8,864万5,000円で、介護給付及び予防給付に対する国の負担金になります。

項の2国庫補助金は1億152万1,125円で、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金は6億2,667万4,864円で、第2号被保険者である40歳から64歳までの分27%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金は3億2,407万2,352円で、介護給付及び予防給付に対する県の負担金になります。

項の2県補助金は1,949万912円で、介護予防事業、包括的支援事業の補助金になります。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町の負担分として、一般会計から3億4,218万7,785円を繰り入れました。

以上、歳入合計は、収入済額が25億5,605万8,264円となり、不納欠損額78万8,620円、収入未済額1,231万6,987円となりました。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は21億5,510万3,961円で、介護保険給付に対する費用になります。

項の3高額介護サービス等費は5,617万3,426円で、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるものです。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費は4,732万310円で、介護予防に関する啓発や通所による運動教室を行う事業費です。

項の3包括的支援事業・任意事業費は4,493万6,790円で、高齢者が住み慣れた地域で暮らすために総合相談や権利擁護などを行う事業費です。

以上、歳出合計は、支出済額が24億1,061万4,977円となりました。

最後に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が25億5,605万8,000円に対し2の歳出総額が24億1,061万5,000円ですので、3の歳入歳出差引額は1億4,544万3,000円となります。また、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1億4,544万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第52号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） こんにちは。

議案第52号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

まず、下水道の維持管理の部門になります収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして下水道事業収益の決算額は14億1,231万8,418円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は13億354万8,055円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして6ページを御覧ください。

下水道の建設改良部門になります資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきまして、資本的収入の決算額は6億8,465万6,439円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、資本的支出の決算額は11億157万3,995円、翌年度繰越額は3億4,979万9,000円でございます。

この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億1,691万7,556円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しております。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここで、下水道事業の経営成績を説明します。

まず、1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で9億3,237万9,418円であります。

次に、2の営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億2,264万1,686円で、営業収益から営業費用を引いた営業利益はマイナス1億9,026万2,268円となっております。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして4億333万

3,046円の収益がございました。

4の営業外費用は、支払利息等で1億4,066万34円を支出しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億6,267万3,012円となり、営業利益と合わせた経常利益は7,241万744円となっております。

また、特別利益で632万6,364円の利益がございましたので、経常利益と合わせた当年度純利益が7,873万7,108円となります。その額に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合計した当年度未処分利益剰余金は、2億3,678万769円となっております。

続きまして、8ページの剰余金（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を表しており、次のページの令和元年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）で議会に議決を求める利益処分の根拠となるものです。

令和元年度末の資本合計は、この表の一番右下に記載のとおり40億7,956万3,089円となっております。

それでは、次の9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について御説明します。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金2億3,678万769円のうち6,266万7,115円を自己資本への組入金として処分することについてであります。この組入額は、令和元年度に資本的収支の決算の補填財源として減債積立金及び建設改良積立金を処分しております。既に処分された剰余金ということで新しい補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れるものであります。

そのほか、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として1億円を減債積立金に積み立て、残高7,411万3,654円を未処分利益剰余金として令和2年度に繰り越すものであります。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について御説明します。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状態を把握するためのもので、令和元年度末時点を報告するものです。

左側に借方として資産の部を資金の使い道で示し、右側の貸方で、負債の部と資本の部で資金の出どころを示しています。したがって、左側の資産合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1の固定資産で、下水道管渠やポンプ場等の設備投資に関するもので、合計の230億746万4,637円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計2億8,829万4,178円となっております。借方の資産合計は一番下の二重線の232億9,575万8,815円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳でございますが、3の固定負債は令和3年度以降に償還

予定の企業債で、67億3,260万4,939円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、合計は6億7,810万9,950円となっております。

5の繰延収益は、国庫補助金などで償却資産の財源である長期前受金につきまして、営業外収益として収益化された累計を引いて118億548万837円となっております。

以上、負債合計は192億1,619万5,726円となっております。

次に、資本の部の内訳でございますが、6の資本金の自己資本金は、合わせて28億8,351万4,716円であります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余金と、その下の減債積立金等の利益剰余金を合わせ11億9,604万8,373円となり、資本金と合わせた資本合計は40億7,956万3,089円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の232億9,575万8,815円となり、10ページの借方である資本の部の合計と同額になります。

12ページから予算関連資料と公共、農集の事業別決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第52号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号及び議案第52号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号及び議案第52号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時25分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和2年9月8日（火）

（ 第 2 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和2年9月9日（水）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和2年9月11日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和2年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和2年9月11日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第53号 菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第54号 菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第55号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第56号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第57号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第58号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第60号 令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第61号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第62号 町道路線の変更について
- 日程第11 同意第2号 菊陽町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 報告第8号 令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第13 報告第9号 有限会社さんふれあの経営状況について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 廣 瀬 英 二 君 | 2 番 | 矢 野 厚 子 君 |
| 3 番 | 大久保 輝 君 | 4 番 | 阪 本 俊 浩 君 |
| 5 番 | 西 本 友 春 君 | 6 番 | 那 須 眞理子 君 |
| 7 番 | 佐々木 理美子 君 | 8 番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 9 番 | 北 山 正 樹 君 | 10 番 | 布 田 悟 君 |
| 11 番 | 坂 本 秀 則 君 | 12 番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 13 番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14 番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 15 番 | 岩 下 和 高 君 | 16 番 | 小 林 久美子 君 |
| 17 番 | 福 島 知 雄 君 | 18 番 | 上 田 茂 政 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君
書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長 | 上 川 幸 俊 君 | 教育部長兼学務課長 | 吉 永 公 紀 君 |
| 総 務 部 長 | 西 本 一 浩 君 | 福祉生活部長兼
福祉課長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 健康保険部長兼
健康・保険課長 | 古 賀 直 之 君 | 経 済 部 長 兼
商工振興課長 | 川 上 一 弘 君 |
| 土木部長兼
都市計画課長 | 井 芹 渡 君 | 総 務 課 長 | 板 楠 健 次 君 |
| 総合政策課長 | 矢 野 博 則 君 | 財 政 課 長 | 澤 田 一 臣 君 |
| 人権教育・啓発課長 | 村 上 健 司 君 | 子育て支援課長 | 和 田 征 君 |
| 介護保険課長 | 宮 川 照 之 君 | 建 設 課 長 | 矢 野 和 幸 君 |
| 下水道課長 | 丸 山 直 樹 君 | 総務課総務法制係長 | 小 泉 秀 和 君 |
| 施設整備課長 | 山 川 和 徳 君 | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第53号 菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第53号菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） おはようございます。

それでは、議案第53号菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例の制定について御説明させていただきます。

条例制定の提案の理由と条例の内容について、分けて御説明させていただきます。

最初に、条例制定の理由でございますが、次の4つを主な理由としております。

1つ目が、議案の提案理由として記載しておりますとおり、平成28年に現在もなお部落差別が存在すること及び情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたこと。

2つ目が、熊本県でも法が制定されたことに鑑み、部落差別を解消し、もって部落差別のない社会を実現するため、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例が令和2年6月に制定されたこと。

3つ目が、近隣の市と町をはじめ、熊本県内において現在もなお部落差別事象が存在すること。

4つ目が、令和元年11月から12月にかけて実施しました菊陽町人権に関する町民意識調査におきまして、部落差別に関しどのような人権問題が起きているのかの問いについて、結婚問題で周囲に反対を受けることや、身元調査をされることについて部落差別が起きていると思うと回答された方の割合が高く、さらに子どもの結婚相手が部落出身と分かった場合の対応についての問いに対する回答では、29.4%の方に忌避意識があるとの結果が見られたこと、また引越しや家を建てたりするときにその場所が部落と知った場合の対応についての問いに対する回答でも、21.3%の方に忌避意識があるとの調査結果が見られたこと。

これらのことから、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、法の基本理念を反映した条例を制定し、部落差別の解消の推進に向けた姿勢を内外に明確に示すとともに、部落差別の解消の推進に関する施策につきましても条例による根拠に基づき本町の実情に応じて柔軟に対応することができると考えまして、条例の制定を提案させていただいております。

次に、条例の内容について御説明させていただきます。

議案書の2枚目になります。

本条例は6条から成る条例で、第1条に目的、第2条に基本理念、第3条に町の責務、第4条に相談体制の充実、第5条に教育及び啓発、第6条に調査の実施を規定しております。

第1条の目的では、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、法の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し必要なことを定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としております。

第2条の基本理念は、法と同様に部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないとしております。

第3条の町の責務は、町は基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び県との連携を図りながら、部落差別の解消の推進に関する施策を講ずる責務を有するとしております。

第4条の相談体制の充実、第5条の教育及び啓発は、第3条の部落差別の解消の推進に関する施策として規定しております。

第6条は、国が行う法第6条の調査への協力を規定しております。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議案第53号について質疑を行います。

振り返りますと、この同和対策事業特別措置法、同対法が昭和44年から平成14年まで時限立法として制定されて、それからしばらく間があって、平成28年3月に部落差別の解消の推進に関する法律が理念法として成立をしたというふうに理解をしております。今、なぜこの条例を町が制定するかという事情については一応の一定の了解をいたしました。あと、若干2点ばかり質問をいたしたいと思います。

1つは、第3条町の責務というところですが、部落差別の解消の推進に関する施策を講ずる責務を有する、この施策とは具体的に何を指すのか。

それから、第4条の相談体制充実については、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとするところとありますが、その体制の充実とは具体的にどういうことなのか。

それから、第5条の教育及び啓発のところ、部落差別の解消に必要な教育及び啓発を行う

とは具体的にはどういうことか。

この今の3点を通じて、何か今以上のことを考えているのかどうか、その点についてまずお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） お答えいたします。

まず、第1点目の町の責務についての御質問かと思われましても、本条例では第4条と第5条を町のこの部落差別の解消の推進に関する施策として位置づけておりますので、相談体制の充実を図ることと教育及び啓発の充実を図ることをこの条例の施策としております。

それと、どのような相談体制が充実についてのお尋ねですけれども、現在人権問題全般に関する相談につきましては、担当課である人権教育・啓発課また東部町民センターで対応しているところでございます。また、人権擁護委員の方々にも特設人権相談ということで、年3回御協力をいただいております。この条例で相談体制の充実を図るとしてありますが、現在考えられますのは、部落差別に関する相談について気軽に相談できる仕組みの構築や相談日の設定、その周知、また相談に的確に応じることができるよう職員及び指導員のスキルの向上を考えております。そのほか、町で設置しております地域人権教育指導員を中心に、法務省から委嘱されております菊陽町の人権擁護委員8名の方の協力を得ながら相談体制の強化を図っていくことなども考えられますので、経験豊富な方々の協力を得ながら様々な視点から検討してまいりたいと考えております。

次の教育及び啓発の実施ということですので、お答えいたします。

情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえた実情に応じた教育、啓発を検討してまいりたいと考えております。昨年度に実施した菊陽町人権に関する町民意識調査では、人権の解決に向けどのようなことに力を入れればよいと思いますかとの問いに対しまして、学校での人権教育を充実するとの意見が一番多くなってまいりました。学校における人権教育につきましては、これまでも積極的に取り組んでいただいているところではありますが、さらに学校教育と社会教育が両輪となって連携を深めながら人権教育を推進していきたいと考えております。

また、啓発におきましては、メディアの利用、広報紙、パンフレット等の活用、研修会、講演会、当事者から学ぶ交流会等など、そのような開催の意見が多くなってまいりました。その反面、講演会等への参加状況に関する質問では、75%の方が参加したことがないと回答されておりますので、今後様々な視点からこれらの事業を検証し、町民等から幅広く理解と共感が得られるよう、町民の関心を引くための工夫や広報活動に力を入れ、啓発の効果を高め、誤解や偏見を解消していけるような教育及び啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大まかに言って、今以上特別なことはない、大体现行のやっているこ

とをさらに熱心な姿勢でやるというふうに解していいですか。

それで、先ほどこの条例を根拠にするという発言がありましたけれども、例えば本町の場合、他の自治体にも若干ありますけれども、民間の部落解放関係の団体に対する補助金が出されております。現在は根拠法の同対法、特別措置法がなくなりましたので、根拠としては町が大事だと考えるからという程度に私は理解しておりますけれども、いずれにしても民間の任意の団体に対して税金が支払われるという形は、決して望ましい状態ではないというふうに考えております。この条例が成立をして根拠というふうに使われるとすると少し問題ではないか。その辺についてもうちょっと説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） 今の御質問にお答えいたします。

この条例が、運動団体への補助金の交付の根拠になるのかという質問だと思われませんが、この条例には特別な財政上の措置は置いておりませんので、この条例が運動団体への補助金への交付の根拠となることは考えておりません。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 最後です。これは町長にお聞きをいたします。

国のこの推進法、推進に関する法律、これはあくまでも罰則とか規制を伴わないそういう理念法であるというふうに私は理解しておりますが、この条例も理念法というふうに考えておい

ていいかということ、そのことについてお答えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして、担当課長から言いましたように条例の目的ということをしかりと読んでいただければ、担当課長が答弁いたしました内容でということでありますので、特にこの条例をつくることによってまた新たな財政的な支援をするとかそういうものではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 何点か質問をさせていただきます。

議案第53号についてですけれども、1つはアンケートを取って結婚問題とか非常にその辺を嫌うというか忌避するという結果があったということですが、それは今回ですけど、今までそういうものの調査が町内、菊陽町ではあったのか、それと比べてどうなのかというのが第1点です。

第2点は、学校での教育をもっとやってほしいという、アンケートにもあったということですが、私はずっとこの間、議会でも取り組んできましたけれども、かなり個別の学習会などは、例えば子どもさん五、六人に対して先生たちも五、六人以上いる学習会などもいらっしゃるということで、私はもう、今では十分過ぎるほどそういう放課後の学習会なんかを実際見学に行かせてもらって、ここまでされるのかなというふうに思いましたけれども、それをも

っと強めるということであれば、どういうことを考えてらっしゃるのかというのが第2点です。

第3点なんですけれども、今人権問題は女性だったり障がい者だったりLGBTだったりいろんなことがあるかと思います。今回、この議案は部落差別の解消の推進に関する条例ということで、近隣の合志なんかでは人権を中心とした条例が定めてあるし、大津町では部落差別だけに限らず部落差別等ということで、やはり今の全体の人権問題が非常に出されている中で出されてるので、今回菊陽町は特にこれだけに絞ってるということはどういうことなのかという、その3点について質問します。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（村上健司君） まず1点目の質問で、これまで同様のアンケート調査が菊陽町ではあったのかということですが、今回と同様の内容でアンケートを調査したことはございません。今回が初めての調査になります。

それと、2点目の御質問ですが、学校教育でこれ以上どうということを考えておられるのかということですが、今回ございましたアンケート調査の結果を今私たちも昨年調査して検討してるところでございます。今議員のほうから申し上げられましたように、様々な学習会が現在も取り組まれておりますので、今後どのような学校における教育が必要になってくるのかというのはまた教育委員会のほうといろいろ相談をしながら、検討をこれから進めていきたいと考えております。

それと、様々な人権がある中で、今回菊陽町があえて条例を制定したというふうに御質問があったかと思いますが、菊池管内の2市2町におきましては、菊池市のほうが県内で最初に法の施行を受けて条例の改正をしております。平成30年9月に菊池のほうで改正をしております。合志市、大津町のほうが令和2年3月に条例を改正しております。いずれも条例の目的に部落差別解消推進法を明記し、相談体制の充実、調査の実施等について追加するなどの改正を行っております。また、合志市では条例の題名も併せて改正されております。各市町とも部落差別の解消というところは一緒であり、各市と町とも部落差別解消推進法の施行を受け、その理念を反映した条例になっております。参考までに申し上げますけども、菊池市のほうの条例のほうは部落差別撤廃・人権擁護に関する条例となっております。合志市のほうが部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例というふうになっております。大津町のほうが部落差別撤廃・人権擁護に関する条例となっております。

菊陽町でも様々な人権について取り組むために、菊陽町人権擁護に関する条例というのが平成7年に制定されております。こちらのほうで人権全般のところにつきましては菊陽町は今現在も取り組んでおりますので、そこで全ての人権の問題については取り組んでまいりたいと思います。それに加えて、別途今回の条例につきましては個別に条例を制定しましたが、個別的な視点から国のほうも法を制定しておりますので、町のほうも個別的な視点から取り組むために条例を制定したというようなことで提案させていただいております。よろしくお

願います。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議案第53号について反対の立場で討論をいたします。

私、今総務常任委員会に属しておりまして、現在の人権教育・啓発課の考え方、いろんな人権侵害等に対する新しい考え方、活動、そういったものについては一定の敬意を払っております。そしてまた、部落解放の精神に反対するものではありません。被差別部落及びそれに関連する一切の差別については絶対反対の立場であります。しかしながら、同和対策特別措置法下における過去の部落解放運動には、同法を盾にした行き過ぎや偏った面が多々ありました。詳しく触れることは避けますが、私は当時学校現場にいましたが、部落解放の名の下に教育が不当な干渉を受けたり、あるいは場合によってはゆがめられたりする場面を見てまいりました。その厳しい局面を経験した者として発言をしておきたい。

平成14年、同和法の期限が切れました。しばらくして部落差別の解消に関する法律が制定されましたが、この際に過去の行き過ぎや偏りに対して真摯な反省がなされたというふうには私は認識しておりません。過去の厳しい経験から推測して、成文化された法律というのはその運用によっては物事の本質をゆがめる可能性を持つというふうに考えております。条例の文言というのは、拡大解釈をしようと思えばできます。先ほど質問した点ですけれども、今は私たちは町がどう考えているかをちゃんと理解しておりますが、後になって、私たちももういなくなって、そういったときにどういうふうにも解釈可能な文言というのは残すべきではないというふうに考えます。特に、先ほど団体補助金の根拠にはしないということは明言されましたけれども、これとの関連においても成文化した条例ができるということには一定の危惧を持っております。

真の解放運動というのは、上からじゃなくて民間から起こって水平に広がっていくものだというふうに私は理解をしております。上から下へ広がる運動というのは、ないとは言いませんけれども、あっても長続きはしません。どこかに無理を生ずるものであります。同和対策特別措置法下では、事業も指導理念も私の経験からすると天から降ってまいりました。天というのは具体的には県ですね。県から下に降りてきて、現場が非常に混乱したという記憶を持っております。当法は理念法であるからそのようなことはないという主張もありますが、権限や権力を持つ者が民間の運動の理念や道徳に介入するのは善意であっても避けたほうがよいと考えております。

先ほどからも指摘がありましたが、人権についてはハンセン氏病に対する差別、水俣病、外

国人に対する差別、L G B T差別、それから間近くはこの新型コロナ感染症に関する差別、いろいろ出てきております。それに対応するのは大変大事な問題だと思いますが、だからこその部落差別に特化する条例、これは現時点では私は必要ないと、もしも必要とするならば、あらゆる身近な差別を解消するようなそういう条例が欲しいというふうに考えております。そういった意味で、本条例の今の時点での制定には反対をいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第53号に私も反対の立場で討論をいたします。

私は、この平成28年の法律で部落差別の解消の推進に関する法律が制定されて、その後議会の本会議でも質問とかをしてきましたけれども、これは理念法でずっと永遠に制定されてる、期限がないということで、この法律そのものも非常に問題だというふうに思っています。その後、先ほど質疑でもしましたが、部落問題だけではなくて今L G B Tの問題やハンセン病、また水俣病、そしてインターネットに関する中の差別、障がい者、子ども、女性、各方面のいろいろなことを考えていかなければならないときに、この部落差別だけを根拠にするという条例の制定については問題があると思います。また、委員会で人権啓発課のほうで、例えば住宅新築資金なんかもずっと私は議員になって25年、今まで問題だと言ってきましたけれども、今の人権啓発課が頑張って催告というか督促を出されたり、そういうふうに非常に頑張っておられることは評価をしています。そういう問題ももっと前に町が取り組めばできたのではないかと、いうふうに思っていますけれども、そういうことは全然今まで実践をされてきませんでした。また、教育の問題も何回も議会で取り上げてきましたけれども、本当にその地域だけではなくて一般的にしてるということですから、それだけ丁寧な教育をするのであれば、地域に限らず、子ども学習会とかに限らず、もっと全般的に町内全体に行き届いた教育をという視点で取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上のことで反対とします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私は賛成の立場から討論いたします。

本件、菊陽町部落差別の解消推進に関する条例を策定されるということは、私は大いに結構だと思います。近隣の合志、大津につきましては、部落差別などを考えた場合の条例ということで、そういう差別を撤廃する条例ということで策定されておりますけれど、菊陽町は先ほどの村上課長の答弁にもありましたように、人権擁護条例というのが平成7年にできておりますので、それでカバーしてるということでもあります。しかしながら、私も今取り組んでおります北朝鮮に拉致された日本人被害者を取り戻す運動でありますけれども、これも北朝鮮という国家による日本人の基本的な人権をじゅうりんした行為でありまして、ここにも人権問題が絡んでおります。そういった意味で、熊本県におきましても毎年12月、熊本県、それから熊本県の

教育委員会、県議会が主催いたしましたして、今は名称が変わりまして、北朝鮮に拉致された日本人被害者を救出する問題を考える会というふうになっておりますけれど、以前は部落問題を考える、解消する、そのような差別を考える会でありました。それが今は部落差別だけではなく、その他のいろんな人権問題を含めた問題を考えるという会に変わってきております。当町におきましても、今回のこの部落差別解消の推進に関する条例というものを充実して、生かしていただき、その他の人権、私が今まで、今申し上げましたような人権問題につきましても十分考えていただくようになればという思いを込めまして、賛成の立場からの討論といたします。よろしく御賛同をお願いします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第54号 菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第54号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、議案第54号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

三里木町民センター内働く婦人の家の軽運動室に空調設備を新設することに伴い、菊陽町町民センター設置条例における冷暖房料の額を追加する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。参考資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、最後のページをお開きください。

菊陽町町民センター設置条例の新旧対照表でございます。

別表第3は、働く婦人の家使用料ですが、左側の現行では軽運動室に空調設備がなかったため、冷暖房料の設定がありませんでした。現在、空調設備の設置工事を行っており、工事が完了しますと空調設備が使用できますので、右側の改正後は冷暖房料1時間当たり220円を新たに設定するものでございます。

恐れ入りますが、1枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は令和2年12月1日から施行するとしております。空調設備の整備工事が11月末で完了し、12月から空調設備が使用できますので、施行日を12月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第55号 令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第55号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第55号令和2年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和2年度も5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また規定の歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8億8,443万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億6,885万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関

する説明書の中で説明いたします。

6 ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正は、1の追加が1件ございます。総合行政システム更新業務で、期間が令和3年度から令和8年度までの5年間、限度額が6億2,200万円であります。

下のページを御覧ください。

第3表の地方債補正は、1の追加で菊陽北小学校施設整備事業を5,630万円追加し、2の変更で臨時財政対策債の限度額を5,120万円増額し6,970万円に、道路等整備事業公共事業等の限度額を130万円増額し580万円に、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業の限度額を630万円増額し3,950万円に、総合スポーツ施設整備事業の限度額を170万円増額し2億4,180万円に変更するものです。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税は6,514万7,000円増額しています。内訳は説明欄に記載のとおりです。

次に、款の13地方交付税は、説明欄の普通交付税を4,967万8,000円増額しています。普通交付税が5,763万2,000円に決定されたことによる増額です。

下のページを御覧ください。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、本補正予算における事業化分1億2,523万2,000円を増額するものです。

15ページをお開きください。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の6新型コロナ対策事業費補助金は、説明欄の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金で、保育所や放課後児童クラブなどに対する感染症対策補助金として1,970万円、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で介護施設の機器整備の補助金として3,620万8,000円それぞれ計上しています。

17ページをお開きください。

款の21繰入金、項の1特別会計繰入金、目の1特別会計繰入金は、国民健康保険の事務処理システム導入に係る費用として1,237万5,000円計上しています。

次のページをお開きください。

款の22繰越金は4億1,602万1,000円増額し、計を5億6,602万1,000円としております。これは、令和元年度からの繰越金を補正するものです。

下のページを御覧ください。

款の24町債は、先ほど地方債の補正で説明しましたとおりですが、項の1総務債は臨時財政対策債を5,120万円増額し、次のページを御覧いただき、項の9教育債、説明欄の菊陽北小学校施設整備事業は、菊陽北小学区の用地購入及び設計などの財源として5,630万円計上してい

ます。

下のページを御覧ください。

次は、3の歳出になります。

歳出の中でそれぞれの目に給料、職員手当等がございますが、これは職員の人事異動による組替えなどによるものです。説明は省略させていただきますが、61ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧ください。

それでは、増額の大きいものを中心に説明いたします。

22ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、3億6,500万円計上しています。これは、地方財政法第7条第1項の規定により、令和元年度の歳計剰余金5億6,602万1,000円の2分の1を下らない額を積み立てることとなっているものなどです。

目の11電子計算費、下のページを御覧いただき、節区分の13委託料、説明欄の総合行政情報システム変更業務委託料は、国民健康保険の事務処理標準システムの導入などで1,884万9,000円増額しています。

次のページをお開きください。

目の23新型コロナ対策事業費は、ウェブ会議やテレワークの環境整備、高齢者支援として65歳以上の希望者に町内巡回バスの乗車チケットを配付する事業、各地区の自治会に非接触型体温計を配付する事業などで1,631万6,000円計上しています。

32ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費は、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、介護施設等における感染拡大防止対策として簡易陰圧装置や換気設備の設置に対する補助で3,620万8,000円、説明欄の高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、高齢者福祉施設などで新型コロナウイルス感染症対策用品を購入する場合に補助するもので2,000万円それぞれ計上しています。

35ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の私立保育所等特別保育事業補助金は、私立保育所などに1,350万円、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金は、放課後児童クラブや子育て支援センターなどに1,470万6,000円を、新型コロナウイルス感染症対策用品の購入費用などに対して国の補助事業によりそれぞれ補助するものです。

次のページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費は、令和2年10月1日から定期接種となるロタウイルスワクチンの予防接種委託料を726万6,000円計上しています。

40ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、下のページを御覧いただきまして、節区分の15工事請負費、説明欄の水路等工事は、南方井手改修及び戸次地内の排水対策として1,700万円計上しています。

目の20新型コロナ対策事業費は、説明欄の「さんふれあ」農産物等販売体制強化支援金は、「さんふれあ」施設の新型コロナウイルス感染症対策整備費及びテークアウト実施のための支援金として646万1,000円、説明欄の菊陽町家賃支援業補助金は、農業者向けの家賃支援として1,040万円それぞれ計上しています。

42ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、説明欄の工場等立地促進補助金は、誘致企業の設備投資に対する補助として5,874万円増額しています。

下のページを御覧ください。

目の4新型コロナ対策事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町家賃支援事業補助金として商工業者向けの家賃支援を6,000万円計上しています。

45ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費は、節区分の13委託料で、菊陽空港線延伸計画の予備設計業務委託などの予算として3,818万3,000円増額しています。

次のページをお開きください。

項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の15工事請負費で、説明欄の遊具等設置工事は、杉並木公園の階段改修やベンチ更新などで985万4,000円計上しています。

52ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽北小学校の拡張用地購入と校舎の設計委託などで6,746万4,000円計上しています。

58ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、5月の大雨による新町井手災害復旧工事のため400万円計上しています。

最後に、60ページを御覧ください。

款の14予備費は、予算調整のため426万9,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 何点か質問をさせていただきます。

まず、ページ23ページの総務費の中の委託料、電子計算費の中の委託料で、1,884万9,000円で総合行政情報システム変更業務委託料で国保関係というのがありましたけれども、内容につ

いてどういう内容なのかお尋ねします。

それから、ページ32ページと35ページはコロナ対策ですが、ページ32ページの新型コロナ対策事業費の中の補助金で、介護基盤緊急整備特別対策事業で換気設備とかその下の高齢者福祉施設のところも補助というのがありましたけれども、もう少し具体的な内容を説明をお願いします。

それから、ページ35ページもコロナ対策ですが、この私立保育所や新型コロナ対策事業費の9の19の負担金、補助及び交付金のところで、私立保育所それから放課後事業などを行っているところということでしたけれども、それについてももう少し具体的な説明をお願いします。

それから、ページ42ページの商工費の中の企業誘致費で、工場等立地促進補助金が5,874万円ありますが、これは具体的に誘致企業はもう決まっているのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） それでは、ページ23ページの款の総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費の委託料、総合行政情報システム変更業務1,884万9,000円について御説明いたします。

財政課長のほうから国保のシステム変更ということで概略を説明させていただきました。国が構築しております国保事務標準システムというシステムがございます。本町におきましても、このシステムを令和4年1月稼働に向けまして今年度から整備をするところがございます。それに伴う経費としまして、本庁の電算システムの修正業務が発生してまいります。今年度と来年度という形で2か年で整備しますが、その金額として今年度分を1,884万9,000円計上しております。これの財源につきましては、国が構築しているシステムを町が導入することによってございますので、国から10分の10の補助がございます。国保の特別会計のほうで受入れをしまして、契約につきましては町の電算のほうで契約をお願いしますので、特別会計から一般会計のほうに繰り出しをしまして、それから支出をしていただくということで、一般会計のほうでこの金額を計上しているところがございます。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 32ページの目の13、新型コロナ対策事業費の中の説明の介護基盤緊急整備特別対策事業とその下の高齢者福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金について説明いたします。

まず、上の介護基盤のほうは、陰圧装置という、部屋ごとに設置して気圧を下げたからウイルス等を流出させないような装置があるんですけども、その装置が1台432万円という補助単価がついております。町の4施設から要望が上がっております。ちなみに、サンライズヒルと光の森とケアホームラ・フランス、そちらの4施設から8台の要望が上がってます。陽かりの郷ですね。それと、もう一つが換気装置、それが412平米で単価4,000円ということで、そちらのほうは2施設から要望が上がっています。以上を積算しまして3,620万8,000円という金額に

なっております。

それと、高齢者の新型コロナウイルスの対策支援事業補助金については、2,000万円という補助金を県のほうからいただきまして、町内の87の介護事業所に必要な衛生用品とか施設内対策事業費を補助するものです。県も同じような補助金があって、それに定率3割程度の率を掛けた分を事業規模に応じて補助するものです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 私のほうでは、35ページのほうの説明になります。

款の3の民生費、項の2の児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費の19負担金、補助金交付金の補助金の説明部分になります。

これにつきましては、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した事業ということになりまして、児童福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に係る支援ということになっていきます。具体的に言いますと、マスクだったり消毒液の衛生用品だったりとか、感染防止のために必要な備品等の購入支援、それと職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続していくための必要な経費、研修の受講であるとかかかり増し経費等の支援ということになってきます。説明のところを見ていただいて、私立保育所等の特別保育事業の補助金の内訳でございますけれども、これは私立保育所はもちろんのこと、認可外の保育施設も含めましたところで27施設分ということになります。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業補助金のほうですが、これは放課後児童クラブの16支援単位分と、それと地域子育て支援拠点事業、通常は子育て支援センターと呼んでいますが、その4か所分ということの内訳になっております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 工場等立地補助金の企業は決まっているのかという御質問でございます。

この補助金につきましては、菊陽町工場等立地促進に関する条例に基づく補助金でございます。企業としましては、5社分の補助金ということでございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 説明ありがとうございました。

今の例えば保育所のところは県の補助金を活用したものということなんですけれども、同じコロナ対策でもページ13ページの国からの地方創生臨時交付金が1億2,523万2,000円来てますけれども、これとこの県の補助金はまた別にあるのかどうか、この関係をお願いしたいんですが。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 35ページのコロナウイルス対策事業については、10分の10の補

助ということになりますので、コロナ対策の臨時の交付金については充当はされていないということになります。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 全部県の10分の10の補助になりますので、国のお金は入っていないということになります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 22ページの目の8財政調整基金、その節区分の25積立金で3億6,500万円が計上されておりますが、先般の全員協議会等での質疑の中で、現在11億円ぐらいになっておるという説明がございました。この3億6,500万円というのは、その11億円の中にもう既に含まれているのか、あるいはこの11億円プラス3億6,500万円というふうに考えた方がいいのか、財政課長によると、20億円等は期末に持っておきたいという話もございましたが、その辺についてもう少し説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

財政調整基金の積立金につきましては、今回9月補正予算で3億6,500万円積み立てまして、9月補正後の積立金の残高は約14億7,000万円となる見込みでございます。先ほど甲斐議員のほうからお話がありましたように、年度末の残高としましては近年の災害の状況や当初予算における財源不足の調整などで財政調整基金を活用させていただいておりますので、20億円程度は確保しておきたいというのが当然でございますけれども、令和元年度末の残高が19億円ということで、今現在が14億7,000万円でございますので、そこからしますと今4億3,000万円減っているというような状況でございます。ただ、今後また新型コロナウイルス感染症対応とか町民の福祉の向上というところで必要な事業に係る分に出てくる分につきましては、この基金についても活用は考えておるところでございますけれども、財政としましては、財源的な健全な財政運営というところを踏まえた上では、年度末の財政調整基金の残高は20億円以上は確保しておきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第56号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第56号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第56号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページめくっていただき、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）をお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に629万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を12億8,629万7,000円と定めるものです。

第2条で地方債の補正を計上しております。

次の2ページ、3ページは第1表の歳入歳出予算の補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正は、1の変更で工業団地整備事業の限度額を1億3,890万円減額し、10億9,110万円に変更するものです。

8ページをお開きください。

2の歳入につきまして御説明いたします。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和元年度からの繰越金で、1億4,519万7,000円を増額し、計を1億9,519万7,000円とするものです。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は、令和元年度からの繰越金と今回の追加補正との調整を行い、1億3,890万円を減額し、計を10億9,110万円とするものです。

下の9ページをご覧ください。

3の歳出につきまして御説明を申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業債は、節区分17公有財産購入費で（仮称）第2原水工業団地整備事業の土地購入費として632万円を計上しております。増額の理由につきましては、用地買収予定区域で用地取得が困難となっていたところの土地売買契約が締結したため不足する残の増額であります。

款の2公債費、項の1公債費、目の2利子は、令和元年度に工業団地造成事業債で借入れを行った利子で、47万2,000円であります。

款の3予備費につきましては、調整のため49万5,000円を減額し、計を57万円としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第57号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第57号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第57号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億269万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4,235万

4,000円と定めるものです。

第2条の債務負担行為は、第2表の債務負担行為1件を定めております。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算ですが、8ページ以降の補正予算に関する説明書で説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為になります。内容は、国が構築しました国民健康保険事務処理標準システム導入に伴う経費として、期間は令和3年度で、限度額を1,694万8,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響による現年課税分の減免予定額として10件分、212万1,000円を減額しております。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の3災害等臨時特例補助金は、款の1国民健康保険税減免額212万1,000円を補填する国庫補助金として、減免額の10分の6、127万2,000円を計上しております。

款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は、国民健康保険税減免分を補填する県補助金として、減免額の10分の4、84万9,000円及び事務処理標準システム導入に伴う経費の交付金として3,082万3,000円の合計3,167万2,000円を増額しております。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を86万3,000円増額しております。

款の11繰越金、項の1繰越金、目の1その他繰越金は、令和元年度からの繰越金を7,101万3,000円増額し、計を1億2,101万3,000円としております。

10ページをお開きください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、節区分19負担金、補助及び交付金で、事務処理標準システム導入に伴う国保連合会への負担金として1,844万8,000円を計上しております。

款の7基金積立金、項の1基金積立金、目の1国民健康保険財政調整基金積立金は、5,000万円を増額し、補正後の基金残高を2億5,315万4,000円としております。

12ページをお開きください。

款の9諸支出金、項の1繰出金、目の1一般会計繰出金は、事務処理標準システム導入に伴う本庁電算システム変更委託料として歳入の県補助金のうち1,237万5,000円を計上しております。

款の10予備費は、調整のため2,101万3,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第57号ですけれども、一つは歳入、ページ8ページの国民健康保険税の補正額で212万1,000円マイナスになっています。10件分ということですが、国保の減免の申請が今の時点であるのかどうかというのを1つ質問をします。

それから、ページ11ページの基金の積立金が5,000万円で、5,000万円積み立てた後が2億5,315万4,000円という説明でしたけれども、基金の最近の状況はどうなのかということを質問します。

それから、先ほどの補正にも関係があるのかなと思いますが、コロナだけではなくて冬に向かってインフルエンザとかそういう対策費が必要になってくるかと思いますが、それは補正には全然入っていないのかどうか、その3点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） それでは、質問にお答えします。

まず1つ目が、国保税の減免の件だったと思いますけれども、正確には現時点での件数は把握しておりませんが、この予算計上する段階では3件ほど申請が出ていたというふうに確認しております。10件分と申し上げましたけれども、一応今3件しか出ておりませんで、あと残りにつきましては国のほうで標準的な所得から減免額を計算するやり方がありますので、それを引用しまして10件分ということで現時点では212万1,000円を見込んでいところでございます。

それと、基金の状況ということでございますが、令和元年度末の状況につきましても2億1,104万9,000円、令和元年度末がございました。令和元年度中の取崩し等もありましたので、今回繰越金から5,000万円を積み立てて2億5,300万円というような形で運用する予定でございます。基金につきましては、やはり今後コロナの影響で所得の減少、それから医療費等も年々伸びている状況にはありますので、2億円程度は国保の積立てをしていきたいというふうな考えでございます。

それと、申し訳ありません、最後の質問のインフルエンザのところ、ちょっともう一度お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これから冬に向かってコロナだけではなくてインフルエンザの対応が必要になってくるかと思いますが、国保の中では、多分先ほどの一般会計の補正予算のところでは聞けばよかったんですけれども、そういう対策は国民健康保険、予防の観点で何か対策費とかは必要ないのかという質問です。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 失礼いたしました。ただいまの御質問につきましては、インフルエンザの予防接種につきましては、菊池郡市2市2町で協議会を立ち上げておりまして、以前から菊池郡市におきましては補助を、個人負担ができるだけ、県内の中でも個人負担が少ないところで現在も予防接種については実施しているというふうな状況にあります。現段階では、まだそこを具体的にという話は出ておりませんので、今後、今年は特にコロナの影響等もあるかと思いますので、現時点では例年並みの予算等を組んでおりますが、予防接種をされる方が増えて、そちらのほうの予算も必要になってくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第58号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第58号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第58号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に344万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,584万5,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。

款の４繰入金、項の１一般会計繰入金、目の１事務費繰入金を３万３,０００円増額し、計を２,０６０万８,０００円としております。

款の５繰越金、項の１繰越金、目の１繰越金は、令和元年度からの繰越金を３４０万９,０００円増額し、計を１,１４０万９,０００円としております。

３の歳出について御説明いたします。

款の２後期高齢者医療広域連合納付金、項の１後期高齢者医療広域連合納付金、目の１後期高齢者医療広域連合納付金は、令和元年度後期高齢者医療保険料の収納結果による納付金の精算分として３４０万９,０００円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第５８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第７ 議案第５９号 令和２年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（上田茂政君） 日程第７、議案第５９号令和２年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第５９号令和２年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

まず、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第１条で歳入歳出予算の総額に１億５,５２８万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７億４,２３３万８,０００円と定めるものです。

次に、２ページをお開きください。

歳入は、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増額です。

下のページで、歳出は総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び予備費の増額

です。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、事業実績により国から追加交付があったため2,102万9,000円増額し、4億6,610万7,000円としております。

款の10繰越金は、令和元年度の決算が確定したことにより、1億3,366万9,000円を増額し、1億4,544万3,000円としております。

次に、9ページを御覧ください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を3,052万7,000円増額しておりますが、説明欄に記載の前年度の事業実績に基づく国、県等への返還金である償還金になります。

最後に、11ページを御覧ください。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金は、確定した繰越金から準備基金に積み立てる1億1,300万円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ページ11ページの、今最後に基金の積立金で説明がありましたけれども、基金は残額がどれぐらいになっているのかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮川照之君） 現在の残額が3億369万6,000円になっております。補正前が2億5,069万6,000円です。今回1億1,300万円を増額しまして、3億369万6,000円になっております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第60号 令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第60号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第60号令和2年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の補正はございません。

支出で第1款事業費用を2,573万9,000円増額し、13億6,418万3,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を126万5,000円増額し、8億4,895万2,000円としております。

また、下段の支出の第1款資本的支出を273万8,000円増額し、12億4,570万9,000円としております。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し3億9,675万7,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正につきましては218万4,000円増額し、4,763万1,000円としております。

続いて、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を126万5,000円増額し、6,053万9,000円としております。

続いて、第6条利益剰余金の処分の補正につきましては、先ほど2ページで資本的収入及び支出での補填財源の変更に伴い、当初予算の第10条中の繰越利益剰余金のうち380万5,000円は減債積立金として処分するものと定めたものを、当年度利益剰余金のうち108万5,000円は減債積立金として処分するものと改めるものです。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の補正はございません。

次の7ページの支出で、項の1営業費用、目の1管渠費、補正予定額2,502万8,000円で、備考欄の修繕費220万円につきましては、町道古閑原線で大津第一クリニック付近のJR豊肥線踏切より西側へ約300メートル区間の路面状況が悪く、舗装、修繕を行う必要があるため増額

するものです。

また、熊本北部流域下水道維持管理負担金2,282万8,000円の増額であります。流域への維持管理負担金の支払いは、年度計画流入量により、その年度の負担金を一旦支払い、実績流量が確定する翌年度に過不足分を精算する方法で覚書を交わし行っております。令和元年度は計画流入量より実績流入量が多く、本年度に計画を上回った分の負担金を支払うことになるため増額するものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の4補助金、目の3他会計補助金は、農業集落排水事業で白水浄化センターの機械設備で不具合が発生しており、早期に対応する必要が生じたため、その財源として一般会計繰入金を126万5,000円増額するものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費、補正予定額273万8,000円で、備考欄の公共下水道事業147万3,000円は職員の時間外手当で、夜間の工事立会いや工事設計積算事務などにより年度末までの予算額が不足する見込みであるため増額するものです。

また、農業集落排水事業126万5,000円は、先ほど収入で説明いたしました一般会計繰入金により白水浄化センターの機械設備の破碎機を交換するため増額するものです。この破碎機は、事故的に汚水に混入した異物を細かく破碎するためのもので、老朽化により不具合が発生しており、早期の交換を必要としております。

次の10ページからは、補正後の令和2年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 61 号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第 9、議案第 61 号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第 61 号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります、道路法第 8 条第 1 項の規定により、町道路線を認定するため、同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

全体で 5 路線の内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1 の路線は、下堀川 2 号線であります。場所は鉄砲小路区の県道新山原水線と町道横道合志線との交差点西側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。

②の路線は、南八久保団地 23 号線であります。場所は南八久保区の県道熊本大津線南側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

3 ページを御覧ください。

③の路線は、大堀木 22 号線であります。場所は大堀木区の県道曲手原水線西側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

4 ページを御覧ください。

④の路線は、馬場 4 号線で、⑤の路線は、馬場 5 号線であります。場所は馬場区の町道十一軒五軒屋線北側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。⑤の路線については、歩道として道路認定を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9 番（北山正樹君） それではお尋ねをいたします。

今の路線、第 5 路線、すいません、4 ページの分です。歩道になったということについて、状況をちょっと説明をお願いしたいと思います。私は、かねて公道というのは公道から公道に突き抜けるものを原則とすべきだという考え方を持っておりまして、歩道が造れるぐらいの幅があれば、もう少し広げて車も通れる普通の車道になったほうがよりよかったのではないかと、いうふうな思いが、今回のこの提案事項についてはそう思いました。歩道になった経緯について、まずはお答えをいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） ⑤の路線は、区域内の住民が遠回りをせず安全に行き来できるように開発の協議の段階で、建設課の担当職員でございますけれども、町から開発事業者をお願いし

まして、整備していただいた道路、歩道区间でございます。

以上であります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第62号 町道路線の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第62号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第62号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。菊陽第二土地区画整理事業に伴う確定測量の業務において、国土交通省熊本河川国道事務所と立会いを実施し、確認作業を行った際に、国道57号、通称菊陽バイパスと町道の重複区間が存在していたため、町道下原堀川線の一部区間の廃止及び町道久保4号線の起点位置が変わりましたので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

図面1ページを御覧ください。

図面中央の国道57号菊陽バイパスの北側及び南側に位置する赤色の実線及び破線、①の路線が町道下原堀川線であります。破線の一部廃止区間が国道57号菊陽バイパスとの町道の重複区間であります。一部廃止により、町道下原堀川線の延長が3,609.22メートルから3,586.18メートルとなります。図面左側の国道57号菊陽バイパスの北側に位置する赤色の実線、②の路線が町道久保4号線であります。黒色の丸の中、赤色の点が新旧起点となります。旧起点が新起点に移動したものであります。このことにより、町道久保4号線の延長が157.98メートルから156.00メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 同意第 2 号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（上田茂政君） 日程第11、同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（西本一浩君） 同意第2号菊陽町教育委員会委員の任命について説明いたします。

提案理由ですが、現菊陽町教育委員会委員の坂田和明様の任期が来る9月30日をもって満了となります。つきましては、引き続き坂田和明様を菊陽町教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

坂田和明様は、住所が菊陽町大字曲手388番地4で、生年月日は昭和24年6月17日であります。学歴、職歴については皆様にお配りしております関連資料のとおりでございまして、平成28年11月から教育委員会委員に就任されておられます。

坂田様は、人格が高潔で、温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任であると思いますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございまして、今年10月1日から令和6年9月30日までを予定しておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第8号 令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率  
について

○議長（上田茂政君） 日程第12、報告第8号令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 報告第8号令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて御報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では5億6,602万1,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値に表すことができないということになります。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では11億3,956万8,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値に表すことができないということです。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し6.6%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し算定されないという結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。

資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。資金剰余が下水道事業会計で1億8,648万5,000円の黒字、工業団地造成事業特別会計で1億919万7,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値に表すことができないということになります。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は、経営状況は安定しているということが言えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号令和元年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第9号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（上田茂政君） 日程第13、報告第9号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

経済部長、説明を求めます。

○経済部長兼商工振興課長（川上一弘君） 報告第9号有限会社さんふれあの経営状況について御説明いたします。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度決算に関する書類及び令和2年度予算に関して報告するものでございます。

表紙から1枚めくっていただきまして、令和元年度の決算報告書になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。

左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部になっております。

左側、資産の部を御覧ください。

流動資産の計5,106万4,455円に固定資産の計804万6,297円を加えた資産の部の合計が5,911万752円となっております。

右側の負債の部では、流動負債の計3,122万4,295円に固定負債の31万6,764円を加えた負債の部の合計が3,154万1,059円となっています。

その下の純資産の部の合計が2,756万9,693円であり、負債及び純資産の部の合計が5,911万752円となっております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

売上高は、温泉売上げ、ジム売上げ、大広間売上げ、直売所売上げ、直売所委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が1億6,520万6,710円となっております。

次に、売上高から仕入れなどの売上原価3,579万4,149円を減じた売上総利益は、1億2,941万2,561円となっております。その下の販売費及び一般管理費は、1億4,769万6,789円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。

役員報酬、職員の給与、手当、水道光熱費、賃借料、衛生管理費、燃料費などに要した額が記載されております。

3ページに戻っていただき、中段の売上総利益1億2,941万2,561円から販売費及び一般管理費1億4,769万6,789円を減じますと、営業利益はマイナスの1,828万4,228円となります。この営業利益に営業外収益2,433万4,154円を加え、営業外費用7,047円を減じた経常利益は604万2,879円となります。なお、営業外収益の中には、大規模改修工事に伴う休業期間中の従業員の人件費等の補償費用として1,500万円が含まれております。

次に、経常利益から特別損失3万7,096円と法人税、住民税及び事業税7万1,000円を減じた当期利益は593万4,783円となります。

7ページをお開きください。

5月25日に監査が実施され、5月29日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料の次のページをお開きください。

収支予算に関する令和元年度計画とその実績及び令和2年度計画を添付しております。

交流ターミナルの管理運営に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定第6条では、営業利益の半額以上の額を町へ納付すると規定しております。しかしながら、令和元年度は営業利益が赤字決算となったため、町へ寄附金として納付することはできなかったという結果となっております。

令和2年度の計画は、従来の実績を勘案して計画されております。新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツジムや温泉の休業等により、利用料収入の減少が予想をされますが、営業利益は黒字決算になる計画とされております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第9号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時9分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和2年9月14日（月）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和2年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和2年9月14日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

日程第4 発議第4号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）

日程第5 議員派遣について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第63号 工事請負契約の締結について（菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

2 番 矢 野 厚 子 君

3 番 大久保 輝 君

4 番 阪 本 俊 浩 君

5 番 西 本 友 春 君

6 番 那 須 眞 理 子 君

7 番 佐々木 理美子 君

8 番 中 岡 敏 博 君

9 番 北 山 正 樹 君

10 番 布 田 悟 君

11 番 坂 本 秀 則 君

12 番 渡 邊 裕 之 君

13 番 佐 藤 竜 巳 君

14 番 甲 斐 榮 治 君

15 番 岩 下 和 高 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 福 島 知 雄 君

18 番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 教 育 長              | 上 川 幸 俊 君 |
| 総 務 部 長            | 西 本 一 浩 君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古 賀 直 之 君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井 芹 渡 君   |
| 財 政 課 長            | 澤 田 一 臣 君 |
| 施設整備課長             | 山 川 和 徳 君 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 教育部長兼学務課長       | 吉 永 公 紀 君 |
| 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢 野 信 哉 君 |
| 経済部長兼<br>商工振興課長 | 川 上 一 弘 君 |
| 総 務 課 長         | 板 楠 健 次 君 |
| 総務課総務法制係長       | 小 泉 秀 和 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務常任委員会の順とします。

まず初めに、産業建設常任委員長坂本秀則君。

○産業建設常任委員長（坂本秀則君） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託された付議事項は、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち産業建設常任委員会に属する事項、認定第3号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件です。

9月8日に認定第1号、認定第3号、議案第52号について各担当課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の経過については、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告します。

まず、経済部から行います。

農政課。

町有林についてですが、現在下草刈りの管理を行っているが、町有林の木材利用は考えているのか。菊陽中部小学校建替工事の際には町有林の木材を使用しましたが、昔に比べ木材の売却価格は下がっており、維持管理費との採算が合わない状況であるため、木材利用の計画は立てておりません。50年生以上の伐採時期が来ている木については、適正に間伐し売却を行います。その他の利用方法については、経費の問題があるため実行できていない状況です。

青年就農給付金の対象者についてですが、継続9経営体、新規1経営体で計10経営体と説明があったが、資料には計11経営体となっているが、なぜか。夫婦型が1件あるため、新規就農者数としては11経営体、定数としては継続9経営体、新規1経営体で計10経営体となっています。

続きまして、商工振興課です。

まち遊びの利用者は約7,800人とのことだが、町外にお住まいの方の内訳は把握しているのか。現在、町や商工会では、町内、町外の方の内訳は把握していません。

プレミアム付商品券事業について、予想よりも低調だった等の感想があれば教えてください。本町での非課税者の申請率が約40%と全国平均と同程度ではありましたが、予想よりも低い数字でした。結果的には利用者が少ないと言えます。また、大型店で利用される方が多くを占めており、日常品の買物に利用されていることから、経済的な効果は限定的と考えています。

(仮称)第二原水工業団地事業の効果に新たな雇用の創出とありますが、町内から何人ぐらい雇用できますか。現在、新たな工業団地の従業員数を1,000人と見込んでおり、現在のセミコン内の町内の方の割合が25から30%なので、その数字で推計すると250から300人となります。ただし、どのような企業を誘致するかによって人数は大きく変わってくることになります。

農業委員会です。

委託料(データ作成、システム改修)について、国が行っている農地管理システムと言われたが、全国的に使われているものなのか。そうです。今まで農地管理システムについてはフィットファームというシステムでしたが、それを国が行っている農地情報公開システム・フェーズ2というシステムにデータ移行するための抽出作業等になります。

以上が経済部です。

続いて、土木部に移ります。

まずは、建設課。

橋梁点検の結果で危険な橋梁はあるのか。5年に1度、橋梁ごとに点検を実施しているが、前年度の点検箇所18橋につきましては、大規模な修繕が必要な橋梁はない。ただし、下戸橋につきましては、修繕判定が出ているため橋梁補修の詳細設計を次年度行う予定です。下戸橋とは、戸次から大津町の下町に架かる橋のことです。

続きまして、都市計画課。

定住促進補助金の内訳は何か。また、現在南小校区内にて開発による14区画での宅地分譲が計画されているが、令和3年度での補助金予算計上の予定はあるか。内訳は、新築12件、リフォーム2件、転入1件、出生7件、3年経過分4件の計26件である。開発分の補助金については、令和2年度当初予算にて計上済みである。

環境生活課。

委託料未払補償金があるが、これは何か。指定ごみ袋の売りさばき店への手数料が消費税増税により5%から8%になった際、この増税分が内税だったため未払いが生じ、その補償金です。

下水道課。

農業集落排水区域での宅地開発について、将来的に宅地化が進むと浄化センターの容量が足りないということにならないか。浄化センターの計画処理人口は約1,000人であり、現在約700人の汚水を処理しているためまだ施設の容量に余裕はあるが、将来的に汚水量が増加し現

施設での受入れが困難な場合には、対策を検討する必要がある。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました３件について、採決を行いました結果、認定第１号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成により認定すべきものと決しました。認定第３号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定すべきものと決しました。議案第５２号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、全員賛成により可決及び認定すべきものと決しました。

産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問については自席で受けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第１号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第３号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第３号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第３号は認定することに決定しました。

次に、議案第５２号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号令和元年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は可決及び認定することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項、認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、また3月議会で付託され継続審査となっております請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書、以上5件です。

9月8日、9日の2日間にわたり、認定第1号、認定第4号、認定第5号、認定第6号について各課課長及び係長に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の経過については、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

図書館です。

主な支出として令和元年度は4,647点図書を購入し、図書購入費は907万3,077円です。ホール運営に1,927万8,000円を支出しております。

次に、施設整備課です。

学校施設、設備の環境整備のため、菊陽北小学校では2億7,996万5,000円支出し、校舎の老朽化対策を図るために大規模工事を行いました。武蔵ヶ丘中学校では1億5,759万3,000円を支出し、熊本県住宅供給公社から寄附された用地を活用し、運動場の拡張、ナイター照明を整備しました。また、生徒の増加に伴う調理室の増築、改修工事のため6,076万円を支出しております。菊陽南小学校では、学校施設の安全性の確保及び老朽化対策を図るため、渡り廊下改築工事に3,096万7,000円、トイレ改修工事設計業務委託404万8,000円を支出しております。武蔵ヶ丘北小学校では、シャワー室設置工事に340万円を支出しております。菊陽中学校では、体

育館空調整備工事設計業務委託に252万7,000円を支出しております。

学務課です。

スクールカウンセラー1名、スクールソーシャルワーカー2名についての説明がありました。いじめ、不登校、児童虐待を未然に防ぐために配置していますとの説明でした。

電子黒板活用支援業務委託料198万8,800円は、小・中学校で配備した電子黒板などの活用のためにICT支援員を配置していますとの説明でした。

英語検定受験料181万4,000円は、中学生英語チャレンジ・プロジェクト事業で、町立の中学校に通う中学3年生全員を対象に英語力と学習意欲の向上を図っているとのことでした。

学務課の説明の後に、菊陽町GIGAスクールにおける端末設備、タブレット購入計画の説明をしていただきました。

生涯学習課です。

生涯学習の推進のために講座案内、パンフレットの作成、職員が出向き町の取組を説明する出前講座を実施しています。

中央公民館、ふれあいの森研修センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、光の森町民センター、西部町民センターなどの決算の説明もいただきました。どのセンターも町民のために主催講座などの事業を進めていらっしゃるのが分かりました。

町民課です。

マイナンバーカードの発行状況はとの問いに、8月30日現在で交付7,599件、交付率は約18%になっています。熊本県の平均交付率は約13%です。前年度は交付が4,640件、交付率は約11%でした。

コンビニ交付にかかる費用、負担金について質問がありました。資料にありますので、見ていただければと思っております。

福祉課です。

復興基金で、転居費用助成金、129世帯、200万円、災害賃貸住宅入居支援助成金、9件、180万円、公営住宅入居助成金、15件、150万円を支出しております。

みなし仮設には128世帯入居されていましたが、本年8月5日には全ての世帯の方々が退去されました。熊本地震復興支援基金は、令和3年2月末で終了します。

子育て支援課です。

病後児保育委託料1,157万3,478円、ふれあい交流センター内と中部クリニックで開設しています。「こあら」と「ゆーかり」です。病後児保育の利用状況は572人でした。前年度は475人でした。

光の森町民センター内で行われている子育て支援センター事業では、子どもが6,320人、保護者5,728人参加され、交流されていきました。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金419万8,000円が支出され、各放課後児童施設には新型コロナウイルス感染症対策補助金718万1,988円が支給されていきました。

国民健康保険特別会計、一般会計についてです。

出産育児一時金の負担金は1,437万2,038万円の決算でした。34件です。葬祭費の負担金560万円、28件でした。

人間ドックの補助金と利用率についての質問がありました。30歳以上の国民健康保険被保険者対象で利用者は508人で、補助金はどのコースも2万5,000円ですという回答でした。

また、特定健診受診率の目標を60%にしているが、菊陽町は46%で達成できていないという話でした。自分自身の健康は、家族を含めた健康や幸せにもつながります。町全体が健康であれば、町の利益にもつながります。そのことも配慮して、今以上の啓発活動を進めていくべきだと感じました。

子ども医療費などについても質問しています。資料を見てください。

介護保険特別会計、一般会計。

社会福祉協議会からの出向職員について、配食事業について、老人保護扶助費についての質問がありました。

また、3月議会で文教厚生常任委員会に付託され、新型コロナ感染拡大防止のため6月議会では継続になりました請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書についての報告をします。

7月27日に菊陽町私立保育園理事長園長会6名の方と意見交換を行いました。皆様の記憶にあるかと思いますが、請願内容は、1、菊陽町の私立認可保育園に就職した保育士への就職祝い金の創設、2、予備保育士を雇用した場合の菊陽町補助制度の創設、3、給食費の保護者負担軽減を目的とした補助制度の創設、4、給食費の口座引き落としにかかる手数料補助制度の創設、以上です。

以上が2日間の主な審査の経過です。

付託されました案件、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、全員賛成で認定すべきものと決しました。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について採決を行いました結果、賛成者なしにより不採択となりました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席で答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和元年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号令和元年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。請願第1号で、先ほど委員長の報告では私立の園長先生たちから事情を聞いたということと賛成者はなしということだったんですけれども、事情を聞かれて、委員会でどういう検討をなされて、この内容のどういうところが不採択に当たるといような検討をされたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 私どもは、7月27日に理事長の方6名に来ていただいて意見交換を行いました。その中で、まず4つのがありますが、一つ一つについてここで申し上げるのは何ですが、全てに対して御意見を申し上げ、そしていい方法はないかという話をしました。それに対しては、その後8月12日にもう一度皆さんで話し合いをしたところです。

どの部分がとおっしゃいましたが、給食費の負担軽減という補助制度の創設とありますが、そちらのほうではまだ私たち町立の小・中学校でも保育園でもそういう補助制度は行っておりませんので、そのことについて皆さんの意見が不採択という結果になったのかと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 委員長は思っておりますということでしたけれども、結局給食費がほかの小学校や中学校では補助制度をしてないのでこの請願については時期尚早ということで議論をされたのかということと、それから私立保育士の待遇改善というのは必要だと思うんですけど、その点についてはどういう意見だったのかをお願いします。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 1番の就職したときの私立保育士への就職祝い金とい

う形のことをおっしゃってますか。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 1つは、要するにこの委員会の意見というのがここにはないので、どういう内容で不採択になったのかが分かりづらいんですね。

それで、先ほど委員長が報告されたように、1つは給食費は私立認可保育園だけに認めるのではなくて、まだ小学校とかそういうところも補助制度がないからこの請願を受けなかったのかというのが第1点ですね。それから、第2点ですけど、やっぱり私立保育士全体、私立だけではなくて公立もそうですけれども、保育士さんの待遇は一般的にあんまりよくない状況なので、それを改善していくことは私は必要だと思うんですけれども、そのような議論はされたのか。

どうしてこの項目に対してここは賛成できるというのが委員会でなかったのか、全員賛成者がなしということでしたので、その経過についてもう少し教えていただくと判断の材料があるなと思って質問をしました。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） この意見交換会の中でもお話があったんですが、1番と2番に対しては重点的に考えていただきたいというお話がありました。3番、4番については、そのときには一緒に考えてほしいということでしたので、1番、2番、3番、4番、全てのことを考えて、私たち常任委員会の中では不採択となりました。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について、この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、総務常任委員長西本友春君。

○総務常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務常任委員会に属する事項、認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件であります。

9月8日、9日の2日間にわたり認定第1号、認定第2号について各担当課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

人権教育・啓発課。

住宅新築資金等貸付金元利収入の不納欠損は、昭和42年に貸付条例が制定され、平成7年まで貸付事業を行っており、令和元年度当初の滞納額は2,472万3,002円で、債務者2名と債務者の相続人22名に対し催告書を送付し、反応があった11名に対して支払いについて説明を行い、借り受けた資金で取得、改修した住宅に住み続けている方はほぼおらず、債務者の相続人に対して状況を説明しても理解していただけない部分があり、また該当する債権は昭和50年代の古い債権であることから、最終的に民法に基づく時効の援用通知書が提出され年度末に不納欠損の処理を行ったとのことで、不納欠損後の残額1,508万4,915円については、生存する債務者は2名おられ、既に死亡している債務者は6名で、今後も催告書の送付等の対応を行っていくが、厳しい状況があるとのことです。

人権意識調査の結果で、人権に関する講演会、イベントに参加したことがない町民の割合が75%となっており、より多くの町民に参加していただけるような取組をしていく必要があります、アンケート結果を反映して人権教育・啓発基本計画の改定を行っていくとのことです。

財政課。

財政調整基金は、標準財政規模約86億円の20%以上を確保するという目標があり、年度末の時点で20億円程度は積み立てておきたいと考えているとのことです。

土地取得特別会計。

菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の土地購入については、交渉は進んでいるが、最終的な契約までは至っていないとのことです。

会計課。

固定資産税4期分を一度に支払われた場合の費用は、窓口収納手数料は1件分、公金収納データ伝送委託料は4件分となり、できるだけ複数を一度に支払いすると、町の費用の減少になります。いずれも1件の手数料は税別10円となっております。

総合政策課。

令和元年度のふるさと寄附金の件数は496件で、返礼品の中で一番多く出ているものは昨年と同様馬刺となっており、昨年度に引き続き返礼品の追加については「さんふれあ」を通じて複数の業者を合わせてパッケージで出せないか、ニンジンと合わせてスイートコーンを期間限

定で出すなど、PRを含め検討を進めていくとのことです。

巡回バスと乗合タクシーについては、今年1月26日から巡回バス路線について再編しており、再編後のバスの乗客数は新型コロナによる外出自粛等もあり各路線で減少している状況で、西部線が一番乗客数が多く、1月の再編後、向陽台から役場まで乗り継ぎなしで直接行けるようになったため利便性は向上していると言えます。また、中央循環線については、利用が伸び悩んでいるのが実情です。廃止路線の代替交通の乗合タクシーは、1月8人、2月50人、3月19人となっております。その後は少し持ち直して、7月においては75人となっております。出前講座等にて乗合タクシーの乗り方説明会の実施を計画していましたが、新型コロナにより地域に出向いての説明ができていない状況です。今後、利用促進のため、新型コロナの状況を見ながら住民向け乗り方説明会を実施していきたいとのことです。

税務課。

土地は西部方面を中心に宅地化が進んでいるため緩やかに税収は伸びており、家屋についても住宅建築が増加していることから税収も年々増加しており、固定資産税全体としてもこの数年増加傾向にあるとのことです。

不納欠損の主なものとして、執行停止、差押えする財産がない、生活困窮、調査しても所在不明、法人の破産などがあり、収入未済額への取組としては、生活状況、財産の有無、事実確認などの実態調査、差押えを実施しているとのことです。

総務課。

選挙制度の改正は、町長選、町議選において、条例の制定を前提として選挙運動用の自動車の借り上げ及びポスター、ビラの作成費用に関わる公費負担と町議選における供託金の導入となっており、現在県内の団体で公費負担を実施しているのは、14市のうち5つの市となっております。

男女共同参画策定業務委託は、平成30年度にアンケート調査を実施し、2,000人に配布、回収が672件、回収率が33.6%で、その結果を精査しての計画案の内容、構成の検討や関係団体とヒアリングの実施、男女共同参画審議会での意見の取りまとめの支援などの業務で、計画書の印刷を含めての業務委託で、計画書を150部、概要版2,000部を作成しており、今後作成した男女共同参画計画は計画期間が令和2年から令和6年度までの5年間の計画となっております。

今年度から始まった広報紙のポスティングに対する窓口や電話等の問合せは、委託先の業者がコールセンターを設けており、件数は月におよそ20件程度で、届いていないというものが大半で、数件は町にも直接連絡がありますが、お名前、御連絡先を伺い、基本的にはその日のうちに委託先から直接手渡しをしており、配布漏れについてはその都度改善を行っていくとのことです。

職員全員にストレスチェックを実施してるが、結果は個人情報になるので人事秘書係で適切に管理しており、対策としては個別に職員と面談を行っており、毎月町が委託している産業医

の医師または保健師が本庁に巡回に来ており、時間外が非常に多い職員や精神的な負担があると思われる職員には産業医面談の実施を促しており、定期的に面談を受けている職員もいるとのことです。

危機管理防災課。

令和元年度に実施した公民館耐震診断の結果は18か所のうち12か所は耐震基準を満たしていないため、耐震補強工事に対する補助を検討しているとのことです。

昨年度は新町西区で自主防災組織の設立があり、現在の組織率は84.6%となっているが、今後も組織がない地域への設立の啓発活動を続けていくとのことです。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました2件につきまして採決を行いました結果、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務常任委員会に属する事項は、賛成多数により認定すべきものと決しました。認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。

総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号について反対討論を行います。

その理由の第1は、人権啓発推進費の中で団体活動助成金381万円が支出をされていますが、運動団体への支出は削減し、廃止すべきだと思います。既に熊本市や山鹿市、玉名市などでは支出をされていません。

第2に、住宅新築資金の回収については、今委員長から報告がありましたように、担当課において非常に努力されていることは委員会の審議で分かりました。そしてまた、詳細についても報告いただき、今回催告書を出していろいろ取り組んで、今後とも取り組んでいくという姿勢は感じることができましたが、私は以前からもう少し行政として対応が必要だったのではないかとこの間もずっと取り上げていますので、この問題はもっと慎重にすべきだというふうに思います。

それが反対の理由です。

評価すべき点は、各学校の施設整備が菊陽北小学校の建設事業をはじめ非常に実施されてい

ること、さらに防災公園や防災拠点等の整備が実施されていることなど評価すべき点はあると思いますが、先ほど上げた理由で反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、会派令志会を代表しまして賛成の立場で討論いたします。

まず、大きな事業としては、管理委託料も含め5億8,623万2,000円を支出し、光の森防災広場整備の本工事が行われ、3月には完成しております。また、（仮称）防災センター建設には整備費、実施設計費などを合わせて6,494万3,000円支出されており、本年度からの着工が決定しております。以前にも増して住みよい安心・安全なまちづくりに向け、防災体制の充実が図られております。

次に、先ほど小林議員からもございましたが、学校教育施設整備においては、菊陽北小学校の老朽化対策を図るために2億7,996万5,000円を執行し、大規模改修工事が行われております。武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張、ナイター照明の整備や給食室の増築改修など、各小・中学校の環境整備が行われております。

子育て支援では、町立、私立合わせて14園の保育所などに20億2,379万7,000円が運営費として支出されております。また、児童福祉費や社会福祉費などの民生費と小・中学校の教育を主とした教育費を合わせた支出額は、当初予算のうちの49.6%を占めております。今年度の一般会計当初予算でも51.2%の計上があり、昨年同様今年度も社会福祉や子育て支援、学校教育の充実が求められます。

道路交通整備関連では、古閑原上堀川線交差点改良工事など、幹線道路、生活道路の整備、維持管理がつつがなく行われております。

また、新しい政策として、今年1月から乗合タクシーの試験運行も始まっております。この件に関しましては、僅か9万7,000円の支出ではありますが、新しい政策に取り組んだという観点から考え、私なりに十分評価しているところです。

工業の振興に関しましては、新設した企業など6社に補助金1億974万3,000円を支出し、企業誘致の促進が図られております。企業誘致と併設し、道路整備などによる渋滞緩和策も必要不可欠な問題でございます。

農業の生産基盤の整備は、約40から50か所で改修や修繕工事が行われております。環境の整備は重要な政策です。もう一つ大事なのは担い手の確保です。担い手大会や研修会などに助成金が支出されております。青年就農給付金も11名に1,425万円が支出されております。予算の執行と併せ、画期的な担い手対策も求められます。

次に、入道水管原神社の楠地盤改良工事に、訂正がございましたけれども、45万9,000円、無形民俗文化財である上津久礼の川施餓鬼、馬場楠の獅子舞などへも助成がっております。

これは、文化財や伝統文化の保存や伝承という観点から考えると、大変重要な支援であると思います。

健康づくりや医療関連では、健康ポイント事業、きくよう健康倶楽部が実施されております。また、生活習慣病などの早期発見予防のための総合健診に5,449万1,000円が支出されております。インフルエンザ予防接種や結核診断などにも1億7,823万2,000円が支出されております。

最後に、財政調整基金は11日に審議されました補正予算3億6,500万円を含め、現在14億7,000万円という財政課長の答弁がございました。将来の財政運営を見据え、令和元年度も2億9,000万円の積立てがなされております。

こういう状況も含め、予算の執行状況について会派4名で協議しました。結果、予算執行及び運営は適正に行われていると判断しました。

以上のような理由で、認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、会派令志会の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号令和元年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和元年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（上田茂政君） 日程第2、菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員及び補充員は、今月30日をもって任期満了しますので、選挙の必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には村上建二君、北岡清君、松村秀俊君、深水登代美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました村上建二君、北岡清君、松村秀俊君、深水登代美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、吉村光裕君、渡邊誠一君、松元博君、酒井恵君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました吉村光裕君、渡邊誠一君、松元博君、酒井恵君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）**

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10番（布田 悟君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）ということで、私以下、賛成者を記述してありますけど、4名をもって提出いたします。

この議案の基本規則でありますけれど、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由を読み上げます。それから、意見書（案）につきましては、上部の概要だけを後で述べさせていただきます。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている。その中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していただくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求める必要があるため提案する。

めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望いたします。

下記事項につきましては1から5まで書いてありますけれど、これは皆様方のお手元の資料

に目を通していただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月14日。

なお、皆様方の御賛同をいただきたいと思いますが、何か質問がある方は自席にて答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今説明をしていただきまして、地方税財源の確保を求める意見書ということなんですけれども、記の4のところがちょっと私理解がしにくいので、少し説明をお願いしたいと思います。

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図りというのがどういうことなのかということと、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断するということはどういう内容なのかについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 小林議員の質問にお答えいたします。

記の4ということでありまして、税源の偏在性が小さいというのは、これはお分かりですね。

（16番小林久美子君「全部説明をお願いします」の声あり）

議員さんならこれを読んでいただければ御理解いただけると思いますけれども、税源の偏在性というのは、これは税源というものはいろんな税収の基本となる基盤があります。これは、偏在性というのは大きく分けて小さいほうがいいんではありますけれども、確保するに当たってはその税の種類を満遍なくといいますか、広げておけば、こういった緊急事態においては税収の確保が安定的に得られる可能性が高いということであると私は思います。

そして、安定的な地方税体系の構築ということは、これは当然地方自治体にとっては必要なことですので、こういう緊急事態態勢におきましても税収が安定しておらなければならぬ。それが地方自治体の務めであるということでもあります。

国税、地方税の政策税制につきましては、合理的にこれも成立しておかなければ、なかなかこういった緊急を要する事態の発生時におきましては税収が少なくなった場合においてそこをどこに補填を持っていくかということが難しくなりますので、それもこういった非常事態におきましては、確保しておくといいますか、準備しておく、備えておくということであると思います。

積極的な整理合理化ということが今後の税制におきましての新設、新しくつくる、そして広げる、これも継続性が必要であるということで、有効性、緊急性等も厳格に判断して国におい

てはその対処方を図っていただきたいという、抽象的な内容ではあるとは思いますが、こういった形で理由としております。

なかなかこういう税制につきましての文言を説明するのは非常に苦慮するところがありますので、そこは小林議員におきましては配慮いただき、いずれにしてもこのコロナ禍における地方における財源がコロナ対策費でもって幾らあっても足りないというふうな状況でありますので、そのところは国において地方に対する支援ということで、それを図ってもらいたいという意見書でありますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。なかなか勉強不足で理解できないし、別にこの地方税制の急激な悪化に対し地方税の財源の確保を求めるのにはもちろん賛成なんですけど、全体としてはちょっと抽象的過ぎて理解しづらいんですけど、これは別に消費税とかは関係ないんじゃないか。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 消費税については述べておりませんし、政府の今自民党の3者による次期総裁候補の結果がもう出ると思いますが、その中でも消費税増税につきましては述べておられませんし、今の安倍政権の中においても将来的にも考えていないということでもあります。そのところは御心配はないと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。今日決まるんでしょうけど、菅候補は何か消費税増税するとか言ってたんじゃないでしょうか。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 何か話が大きくなっておりますけれど、言ってなかったと思っておりますよ。

大分前に言ったんじゃないですか、あれは、と思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 理解するための質問をしたいと思います。

この提案者を見てもみますと議会運営委員会のメンバーがなってらっしゃいますが、この意見書の基になるどっかを参考にされたのかどうか、あるいは独自に今議会の運営委員会として考えられたのか、その辺が1つと。

それから、これも私の不勉強かもしれませんが、5番の、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないことという文言がありますが、こういう動きがあるんですかね。ちょっと私が不勉強で分かりませんので、説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） まず第1の質問でありますけど、この意見書（案）でありますけれど、一字一句どこかの意見書（案）をまねたということではありませんけれど、基本になる意見書

(案)、理由等は、熊本県の議長会もこの点につきましては、これは国に対する意見書ですからある程度統一した意見書(案)の内容になっていると思います。ひな形的なものはありません。それを参考にしております。

それから、記の5、固定資産税の家屋、償却資産についてですね。制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め断じて行わないこととありますが、固定資産税が市町村の極めて重要な基幹税ということは皆さん御承知と思いますし、特に菊陽町においては市街化区域における住宅等も他市町村が到底及びもつかないような状態で伸びてきております。そういった意味で、ほかのところもそうでありましようけれど、特に住宅地の土地、家屋に対する固定資産税を減らすということでありますと、地方税の大幅な減収につながるということで、この減収がもしあったら補填措置も講じていただきたいということであります。

よろしいでしょうか。

○議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。

○14番(甲斐榮治君) 確認ですが、県議会で検討されたということが下敷きになっているというふうに理解していいですか、1点目。

それと、もう一点は、5番目はこういう動きがあるのかどうかということをお聞きしたんで、その辺について御説明をお願いします。

○議長(上田茂政君) 布田悟君。

○10番(布田 悟君) 熊本県議会でこのような意見書(案)が提出されたかどうかは、私は認識しておりませんが。

それから、動きは、こうやって意見書(案)が出てるということで、これは全国的な動きだと思います。私の知る限りでは、全国的に調べたわけではありませんけれど、そのような動きはあるというふうに把握しております。

○議長(上田茂政君) 坂本秀則君。

○11番(坂本秀則君) 甲斐議員の質問にお答えしたいと思います。これについては、私も賛成者の1名です。

これに対しては、県の町村議長会からの要望ですね。

以上です。

○議長(上田茂政君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第4号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書
（案）

○議長（上田茂政君） 日程第4、発議第4号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由。気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激化する自然災害に効果的、効率的に対応するため、情報通信技術を活用した新たなサービスを活用することが社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実には起こり始め、今後その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっております。

証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口赶赴かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに、災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からもクラスターを発生させないため来庁者を減らすことが重要であることから、コンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにすることを提案するもので、次ページに詳細を記しております。各議員の賛同をよろしく願いいたします。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

(案) について反対討論をします。

今提案理由をいただきました申請書の申請も交付も、提案理由の下段のほうですけど、災害時の移動は困難なので地方においては役場まで云々と書いてあります。このことは十分理解できるんですけども、次の意見書(案)のところを見ますと、全国5万か所以上のキオスクの端末が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を交付できるようにするという事なんですけれども、私は国民の感情といいますか市民の感情といいますか、まだそこまで行っていないのではないかとこのように思います。

その理由なんですけれども、その下にマイナンバーも書いてありますが、マイナンバーもまだ全国的にも2割行ってなかったですよ。菊陽町内でも、増えたといってもまだ十七、八%ということで、そういう現状の背景には個人情報流出するのではないかとこの懸念を持っています。コンビニでこういう罹災証明書とかができるようになれば、コンビニにももちろん住民の情報は十分、誰がどこで罹災をしたとかそういうことは行くわけで、本当にそれは大丈夫かという懸念を持っています。ですから、この意見書を出される趣旨のところは理解できる部分もあるんですけど、もっと国民的な合意や慎重な議論が必要ではないかと、個人情報の流出という点で懸念をするものですから、まだやっぱり時期が早いのではないかとこのことで反対をします。

以上です。

○議長(上田茂政君) ほかに討論ありませんか。

布田悟君。

○10番(布田 悟君) 私は賛成者には名を連ねておりませんが、この意見書(案)に対して賛成の立場から討論いたします。

マイナンバーカードの交付というのが今回のコロナ禍におきましては先取りされた形で普及されなければならないというふうに、これは全国が感じてるところだと思います。このような状況にありまして、まだ時期尚早というふうに小林議員はおっしゃいましたが、時期尚早じゃなく、コロナの問題が発生したからこそ、こういった制度は早急に整備されなければならないという点を考慮いたしましても、コンビニ交付サービスは必要というふうに思います。

以上、賛成の立場から討論いたします。御賛同をお願いします。

○議長(上田茂政君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(上田茂政君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(上田茂政君) 賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、この変更にあたっては議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおりと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が 1 件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上 1 件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、9 月 3 日から本日までの 12 日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、契約案件が 1 件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 63 号は、菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の請負契約の締結についてであります。

本工事は、国が進める G I G A スクール構想を実現するために児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末の整備に併せ、タブレット端末が学校内で使用可能となるよう無線アクセスポイントを設置するなど、情報通信ネットワークの環境を整備する必要がありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第 1 議案第 63 号 工事請負契約の締結について（菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）

○議長（上田茂政君） 追加日程第 1、議案第 63 号工事請負契約の締結について（菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） 本件、通信ネットワーク環境施設整備に関しましては、学務課並

びに施設整備課で一体となって取り組んでおります。本件に当たりましては、施設整備課の私のほうから説明させていただきます。

それでは、議案第63号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事及び菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、2件の工事の効率化と経済的効果を図るため、合冊入札により一本の工事として入札をしております。予算科目が異なり、設計金額に応じて落札額を案分し、それぞれに契約を締結するものでございます。

それでは、2件の契約の内容について一括して御説明申し上げます。

1、契約の目的、菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事、菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,907万7,900円。内訳としまして、菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事が4,943万2,900円でございます。菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事が2,964万5,000円でございます。4、契約の相手方としまして、熊本県上益城郡御船町小坂1860番地、明正電設株式会社、代表取締役赤星昭典でございます。

次に、工事の施工場所及び内容について御説明申し上げます。

本工事は、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて計画する児童・生徒1人1台タブレット端末の整備に併せ、タブレット端末が学校内で使用可能となるよう全ての小・中学校にアクセスポイントを設置するなど、情報通信ネットワークの環境整備を行うものでございます。

参考資料の1ページをお開きください。

ここでは、菊陽中部小学校を例に取りまして説明させていただきます。

中部小学校1階の教室配置図でございます。図面の上が北になります。

図面の左下に凡例を示しております、凡例の下から2段目の電波塔を模した記号が無線アクセスポイントになります。赤い実線で図示しておりますのがLANケーブルになります。無線アクセスポイントは、全ての普通学級と特別支援学級に設置することに加えまして、理科室などの特別教室に配置する計画としております。

各学校の無線アクセスポイントの設置数量は、図面中央右に記載しております。小学校が160台、中学校が80台、合計で240台の無線アクセスポイントを設置いたします。

次の2ページをお開きください。

教室の略図ですが、児童・生徒側から黒板を見たものになっております。天井裏にLANケーブルを配線しまして、黒板の上部付近の壁面に無線アクセスポイントを設置いたします。この無線アクセスポイントの設置によりまして、無線による教育用タブレット端末や電子黒板による情報通信が可能となります。

文部科学省では、標準仕様を定めるに当たりまして、これまでに先行して整備した学校において通信が途切れたり遅くなったりして授業が滞ることがあったことなどの事例を踏まえまして、また動画教材を使用する授業や遠隔授業などの増加を想定しまして、より高性能なものを示してございます。本町におきまして、この文部科学省が示す標準仕様を準拠したものとしておりまして、学級の全児童・生徒が同時に接続しても通信速度を十分に確保できるモデルとしております。

なお、工事の施工につきましては、学校と十分協議、調整を行いまして、授業や学校行事に配慮した工事とさせていただきたいと思っております。

工期につきましては、令和2年9月15日から3年2月26日までとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事、菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、ネットワークの構築工事で、業種は電気通信工事となります。工事内容は菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事と菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の合冊入札としており、工事内容や設計金額が合計で8,000万円を超えることなどを勘案し、8月7日の指名審査会の審議を経まして、主に電気通信工事を行う熊本県内に本社または営業所を置く9社を指名しました。指名競争入札までの間に技術者の確保が困難などの理由から7社が辞退されたため、2社による指名競争入札を9月2日に執行しました。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、本件は契約内容に適合した履行を確保するため、中央公契連モデルにより算定した最低制限価格を設定しており、8番目の西日本電信電話株式会社熊本支店が最低制限価格未満であったため、3番目の明正電設株式会社を落札者と決定しました。

なお、菊陽町立小学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事、菊陽町立中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事は、税込みの予定価格8,328万1,000円に対しまして、落札価格は7,907万7,900円で、落札率は94.95%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 本件について、以前に説明があったかもしれませんが、財源がどうなっ

ているのかですね。特に国が推奨するということですから補助金も入ってるかと思いますが、
も、財源がどうなっているかを説明していただきたい。

それから、もう一件は、私は素人でよく分かりませんが、ほとんどが辞退、それに失格
ということで、何かここを見ただけで少し違和感がありますので、もう少しこの状態について
説明をしていただきたい。

以上です。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 財源につきましては、2分の1が国庫補助でございます。

それから、入札の部分につきまして、私の知る限りで御説明申し上げますと、近隣の町村を
参考にさせていただいています。大津、合志につきまして、菊池市もそうですけども、一般競
争入札でございます。ただ、GIGAスクールというのは全国的に進んでございまして、非常
に忙しい、繁忙を迎えております。そういった結果でもございまして、菊池市においても2社
の参加、合志市におきましても3社の参加、大津につきましては3社の参加で1名辞退で2社
の参加ということになります。菊陽町におきましても、2社の参加ということで1社という結
果になっております。我々としては、全体的に今旬な工事でございます、非常に繁忙を
極めておるところでの辞退だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほか整理を要する
ものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和2年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時44分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 矢 野 厚 子

菊陽町議会議員 大久保 輝

## 付 録

９月定例会の一般質問は、新型コロナウイルス感染防止策として３密を回避するために、議場において行う通常の一般質問を、書面による質問・回答の方式で行った。

ここに、質問内容及び回答を掲載する。

令和2年第3回菊陽町議会定例会質問表

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項           | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 西本 友春 | 1. キッズゾーンの設定について  | <p>令和元年5月、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しており、政府は、令和元年6月18日に「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」を決定し、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーン設定推進を令和元年11月12日に周知が都道府県等になされました。</p> <p>「キッズゾーン」は、付近に保育園等の施設がある場所で、未就学児の屋外活動の安全の確保に向けて、ドライバーに交通事故防止の注意を喚起し、子どもへの見守り意識を高めるものです。</p> <p>国に先駆けてモデル的に4園を対象に「キッズゾーン」を設けた大津市では、道路の路面標示は原則、1園で4か所としており、一番近いところに緑の下地の塗装を行っており、残りの3か所は白文字でキッズゾーンと表示しているとの事でした。警察や道路管理者との調整には多少時間はかかっているが、園長先生からは喜んでいただいております、地域からも早くしてほしいとの要望の声もありますとの事です。</p> <p>(1)キッズゾーンの設定推進については、いち早く取り組むものだと提案するが、どのように考えているのか。</p> |
|    |       | 2. 遠隔手話通訳サービスについて | <p>2018年7月に、熊本県における聴覚障害者支援制度等の検討・改革・創設のためのプロジェクトチームが、熊本県における聴覚障害者支援制度等の課題検討および協議報告書によると、すでに取り組んでいる事業も含め、現行制度にはないが、新しく必要な事業課題として</p> <p>①聴覚障がい者のためのICTを活用した事業に取り組む</p> <p>②情報・コミュニケーション保障のトータルコーディネーターができる人材育成をおこなう</p> <p>③手話言語条例制定に取り組む とまとめてありました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |         | <p>(1)町内の窓口等で、聴覚障がい等がある方への説明はどのように行っているのか。</p> <p>I C Tを利用した意思疎通支援サービスは、全国でいくつもの自治体が導入し、様々な取り組みを行っているところがあります。一例を上げると、</p> <p>①窓口で手話通訳コールセンターへテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能</p> <p>②音声を文字化する機能</p> <p>③タブレット端末の画面上で、手書きで筆談ができる機能</p> <p>④聴覚障がい者がご自身のスマートフォンを使って、自宅からでも外出先からでも、オペレーターと手話等を通じて、リアルタイムでコミュニケーションができる電話リレーサービス など、様々です。</p> <p>また、電話リレーサービスが制度化されることにより、きこえない人の生活は一変します。きこえる人と同じように誰に対しても必要な電話をいつでも、すぐにかけることができるようになります。日常生活が豊かになるだけでなく、就労分野等でもより積極的な社会進出も可能となります。また、命に関わる緊急通報の整備も進みます。</p> <p>電話リレーサービスを制度化することで聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立しました。しかし、この法律はまだ成立したばかりであり、これから制度を充実させていくことが重要です。全日本ろうあ連盟は、オペレーター養成や運営整備等にきこえない当事者団体として参画し、電話リレーサービスが公的インフラとして2021年度から円滑に実施できるよう、協力していきたいと考えているとの事です。</p> <p>(2)本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」が成立した。今後「電話リレーサービス」が提供されるにあたり、聴覚障がい者等が通訳オペレーターと意思疎通を図るためには、遠隔手話通訳サービスが必要となる。</p> |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項               | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |                       | サービスの導入を提案するが、どのように考えているのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2  | 甲斐 榮治 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策について | <p>(1) 本年4月7日に発令された、国による緊急事態宣言に伴う全国一斉の休校措置をどう評価しているか。その評価を踏まえて、子どもたちの学習を今後どのように保障しようと考えているか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の流行を抑制するために、町はどのような施策を考えているか。またこの感染症が町の経済や財政に今後どのような影響を及ぼすと推測し、どのような対策を考えているか。</p>                                                                                                                                                                                   |
|    |       | 2. 空港アクセス鉄道計画について     | <p>(1) 熊本県による空港アクセス鉄道計画の現状をどう捉えているか。また今後どのような過程をたどると推測しているか。</p> <p>(2) 菊陽町は、「本計画は熊本県の計画なので、県の事業計画が明らかになるのを待つ」との姿勢をとっているが、本計画は、町の基盤整備上もきわめてたいせつな計画である。6月県議会までに示された熊本県の調査結果などから、大方の鉄軌道のルートは推定できる。また、シリコンバレー構想等鉄道沿線に関する事業の情報もある程度示されている。計画を受け入れる立場の町も、本計画に付随する様々の条件整備や町の独自事業についてアウトラインを構想できる段階には至ったと考えるが、どうか。さらに、熊本県としての次のハードルは、計画をいかに事業化に持って行くかにあると推測する。このような状況下で、町は何をしなければならないと考えるか。</p> |
| 3  | 阪本 俊浩 | 新型コロナウイルス対策について       | <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け町内でも不安が広がっている。感染拡大を防ぐとともに、早急で有効な対策が求められている。その対策と、より有効な町民の皆様への生活支援についての提案と質問です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |         | <p>(1)新型コロナウイルスの影響を受け各家庭においても自宅で食事をする機会が増えていると思われる。町内産の新米ヒノヒカリ（三度のときめき）を町内の全世帯（約18,000世帯）に配布すれば、僅かであれ食費の節減にもつながり、人参等の町内産農産物の地産地消対策にもつながると思うが、どう考えているのか。</p> <p>新型コロナウイルスの発生以来、町民の皆様方も外食の機会が随分と減少したものと思われます。第2波の襲来によりおのずと今以上に自宅で食事をする回数も増え食料品の確保も必要になってくると思われます。</p> <p>そこで最も必要な食料と言え、日本人の主食であるコメではないでしょうか。</p> <p>皆さん方も1日に1回は、コメを食べられると思います。このコメを菊陽町の全世帯に配布してはいかがでしょうか。コメ農家以外の方は、皆さんコメは購入して食べておられます。特に来月は、水田が黄金色に染まり菊陽町でも新米の収穫がはじまります。コメ農家にとっては、特別な時間でもあります。特に、新米を配布すれば時期的にもタイムリーで必ず喜んでもらえると思います。</p> <p>ちなみにコメ3kgを町内全世帯1万8,034（7月31日現在）世帯に配布したと想定します。JAでは1kg換算すると約400円で販売しているそうです。それにコメ袋代約100円を加えても1,300円にしかありません。高いか安いか別にして金額にして約2,340万円しか掛かりません。しかし、ネックになるのが配送料です。調べましたところ、コメ代同等もしくはそれ以上の所もありました。</p> <p>こういう点も踏まえて考えた時、コメの引換券を郵送し、指定された場所に取りに来ていただくような仕組みを考えてはいかがでしょうか。</p> <p>光の森、三里木、東部、西部などの町民センターや中央公民館など職員などが常駐している町の施設に期日を指定し取りに来ていただく、このような考え方もできると思います。また、どうしても取りに来ることができない方には、ボランティア協会などにお力添えをいただければいかがでしょうか。コメは保存も効きます。もしコメが余</p> |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |         | <p>った場合は、被災地支援とか有事の際やボランティア事業にも活用できます。事務費も手間も時間もかかりますが、是非、前向きに考えてください。</p> <p>また、山川 J A 菊陽中央支所長にお聞きしましたところの、現在の状況は、W C S 用稲作付けが菊陽町内で約185 h a あり、主食用米ヒノヒカリの作付け面積は、131 h a で菊陽町の全水田面積（746 h a）の僅か18%しかないそうです。</p> <p>計算してみると、約18,000世帯に3 k g で54,000 k g、コメ1俵に換算して900俵が必要になります。10 a 当たり7俵収穫の計算で約13 h a の面積でこの量は、賄えます。菊陽で栽培されたコメを配布するのがベストではありますが、もしも事情によりできないときは、同じ J A 菊池管内で栽培されたコメを利用すれば、ほとんど味も変わらず何ら問題はないと考えます。コメ袋には「がんばろう菊陽」や J A のロゴマークを入れ配布すれば、町、J A、私ども農家にも付加価値が生まれます。まず、町の政策に喜んでいただき、J A の宣伝にもなり、地産地消対策からも菊池地域農家の作ったコメの美味しさを、特に西部地域の方々に味わっていただきたいと思います。もしこの案を取り入れていただいたなら、次は菊陽特産のニンジンについても考えていかれたらいかがでしょうか。ニンジンについても莫大な予算が必要になるとは思えません。菊陽町の農産物の宣伝にもなります。</p> <p>時間も手間もお金もかかりますが、このような政策を打ち出している市町村は、全国にもないと思います。他の市町村に歩調を合わせるのではなく、町独自でこの案を日本で最初に提言されてはいかがでしょうか。他の市町村に先んじて行動を起こすことが、町の政策評価にもつながると考えます。最近、私も近所の方や友人から「町や議会は、なんばしよっとや。コロナで皆困っとるばい。」と、よく言われます。その意味からも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国や県からの補助金は使わずに、財政調整基金も11億円前後に目減りしていると聞いておりますが、町独自の財源を活用してこの提案を実現させていただきますように重ねてお願いいたします。</p> <p>また、J A 菊池の三角修組合長からも「地</p> |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項 | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |         | <p>域の農産物を地域の人に食べていただくのが理想です。もし実現すれば全面的に協力します。」という言葉もいただいております。コメの配布についての考えをお尋ねします。</p> <p>(2) 病院や福祉施設などで集団クラスターが発生した場合の対応策や町独自の対策は考えているのか。</p> <p>新型コロナウイルスの第2波が押し寄せ県内でも長洲や山鹿でクラスターが発生しております。菊陽町内でも数名の方の感染が確認されております。</p> <p>新型コロナウイルス感染者の対応につきましては、県が一括して対応することになっておりますが、もしも、病院や福祉施設などで集団クラスターが発生した場合についての質問です。</p> <p>私の地区にも大きな病院があります。医院長先生、事務長さんにもお話をお聞きしましたが、非常に神経をとがらせコロナ対策には気を遣っておられます。この病院のベッド数は139床あり現在（8月21日）95の方が入院されているそうです。どこの病院も一緒ですが、病院入口での検温は当然の事ですし、家族でも緊急時以外は、病院内への入室を禁じるなど、お年寄りの方が多くクラスターの発生を特に心配されております。</p> <p>また、職員130人の内、約100名は医療従事者ということで、もしもの場合、コロナ対応の最前線で働かれる方々であります。皆さん毎日コロナ対策を徹底し日々医療現場で働いておられます。病院では、もしもの場合を考えコロナウイルス対策として1部屋は空けて準備しているという話です。また、感染者が確認された場合は、専門の病院への転送を考えているという話でした。</p> <p>現在フェイスシールドを67枚、ディスプレイガウン200枚などを準備しているそうですが、必要な時に必要な品々がすぐ手に入るのかなど医院長先生も心配されておりました。あつてはなりませんが、もしも集団クラスターが発生した場合の対応策や町独自の対策は考えているのか、お尋ねします。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスの影響を受け町内の飲食店は、深刻な状況に陥っている。経営危機の状況を支えるためにも広報きくようの中に飲食店宣伝のチラシを折り込</p> |

| 順位 | 質 問 者  | 質 問 事 項               | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|--------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |        |                       | <p>み配布するような考えは持っているのか。</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受け町内の飲食店は、深刻な状況に陥っています。5月には、菊陽町飲食業、宿泊業支援金事業として町内の約250の事業者に対して1事業者一律10万円支援という支援措置がとられました。しかし、依然として状況は厳しく私も何度となく食事をしに行きましたが、人影も少なくどの飲食店も以前のような賑わいは戻ってきていません。菊陽町の飲食業組合の会長さんにお聞きしましたが、売り上げは、前年の20%くらいで、まだ悪い店もだいぶあるでしょうといわれておりました。これは、誰のせいでもないもので、今は我慢して頑張ると、前向きな姿勢に好感を持ちました。また、どの店に行っても非常に来店に対し有難がってもらいましたし、僅かな額のテイクアウトにも喜んでもらいました。このままコロナの影響が続けば各飲食店とも存続の危機に陥ります。みんなで菊陽町の飲食店を盛り上げていくべきだと思います。その宣伝策として広報きくようを活用して飲食店の紹介を行っては、いかがでしょうか。応募を募り広報誌の中に飲食店のチラシを折り込み配布すれば、町民全世帯に飲食店の情報が提供できます。町内約250店舗というわけにはいかないでしょうが、まずは商工会関連の店舗からでも紹介していく案もあると思います。どのように考えられますか、質問いたします。</p> |
| 4  | 佐々木理美子 | 1. コロナ禍における避難所の対策について | <p>7月3日に熊本豪雨災害が発生し、甚大な被害がありました。</p> <p>今回の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに被害に遭われた皆さま方に心よりお見舞い申し上げます。</p> <p>今回の球磨川の氾濫は、今まで経験したことのない未曾有の災害とも言われています。</p> <p>今回の豪雨災害のボランティアとして私も人吉、芦北、坂本町などに行かせていただきました。そこで改めて、被害のすごさを目の当たりにし本当に胸が締め付けられる思いでした。また、被害にあわれた方々の意気消沈した姿にも涙が出る思いでした。一日も早い復興を望むばかりです。</p> <p>今回私が伺った所は自らも被災されているにも関わらず、被災者支援のために炊き出し、支援物資の呼びかけ・提供を行なって</p>                                                                                                                                                                                                                                       |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項     | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |             | <p>おられました。</p> <p>今回は現地の避難所に行ってコロナ感染対策、避難されている方々の複合的対策までは見ることはできませんでした。新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期することが重要になると思われます。これから台風シーズンになり、避難所の開設もあり得ると思い、避難所運営の対策について質問します。</p> <p>(1) 国または県の指針を踏まえ、町は具体的な行動計画を始めているのか。その内容は。</p> <p>(2) 避難所において避難者の基本的な感染対策の強化とともに、町が行う対策の一つとして避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等・感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についても求められる。どのように考えているのか。</p>                                                          |
|    |       | 2. 防災対策について | <p>7月6日に大分県日田市においても豪雨災害が発生しました。その時に被災された高齢者の方がニュースのインタビューに応えられていました。高齢者の方は雨風の豪音で防災無線は聞こえなかったが戸別受信機から「命を守る行為」の放送があり家をでた。その直後に家の裏からがけ崩れが発生し、命だけは助かったと答えられていました。</p> <p>菊陽町においても白川流域に住む以上、絶対に豪雨災害は起きないとは予測できません。過去に経験したことの無い災害も起こりうるかもしれません。私の思いとしては、まずは平成24年の九州北部豪雨災害の時、被害にあわれた白川沿岸地区に戸別受信機を配備する必要は、絶対にあると思います、質問します。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域が指定されたが、具体的な対策は考えているか。</p> <p>(2) 災害危険区域に戸別受信機の配布を再度考えるべきではないのか。</p> |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項           | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 矢野 厚子 | 1. 町民の感染症等の予防について | <p>(1) 現在インフルエンザ予防接種が65歳以上1,400円65歳未満1,900円で、他町村に比べて安く実施されているが、無償化は考えられないか。「コロナウイルス感染症との識別の有効な判断や病状の悪化防止に有効」と日本感染症学会で提言されていて、事前の予防が医療費の抑制につながるのではないか。</p> <p>(2) 現在、後期高齢者歯科口腔検診と歯周病検診が特定の年齢で実施されているが、受診率は低いと聞いている。予約したり、交通手段等利用しにくい点があると思われる。口腔ケアはコロナウイルス感染症や誤嚥性肺炎などのリスク減につながると県の歯科医師会長の先日の熊日の紙面で語っている。菊陽町のデーターヘルス計画では、特定健診受診率、特定保健指導実施率が目標値を達成していないと大きく赤字で書いてある。医療費において、外来医療費に比べて入院医療費が高いとも書かれている。歯科衛生士の訪問診療を利用して、ふれあいサロン等での実施を含め健康維持の基本となる口腔ケアのあり方の再検討ができないか。</p> |
|    |       | 2. 指定ゴミ袋を植物由来に    | <p>(1) 現在、町の指定ゴミ袋は石油系の物が使用されているが、町長がプラスチックの海洋汚染を防ぐために、エコバッグの配布を決定されたが、今レジ袋はほとんど植物由来の物が使用され、二酸化炭素の排出にも考慮されている。環境への配慮をもう一步すすめるために、町の指定袋を「バイオマスプラスチック」製にできないか。環境省が導入に向けたガイドラインの作成を行っていると環境省のホームページにも掲載されていて、九州では北九州市が今年秋から使用予定とされている。ぜひ町も先駆けて環境への配慮が検討できないか。</p>                                                                                                                                                                                                       |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項                      | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 小林久美子 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策について        | <p>(1) 町民が安心できる情報をもっと提供すべきではないか。町民に発熱などコロナを疑う症状がある場合、「いつでも、誰でも、何度でも」検査が受けられる体制を目指し、入院施設や隔離施設等の十分な体制が必要ではないか。</p> <p>(2) 感染者となった場合の療養、生活全般の相談はどこにすればいいのか。</p> <p>(3) 災害時の避難所の感染症対策について、どのような準備がされているのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
|    |       | 2. 少人数学級についての見解と、学校現場の対策について | <p>(1) コロナ感染症対策として、3密状態を解消するために教育環境改善のため少人数学級の実現が必要ではないか。町長には、少人数学級化へのリーダーシップを発揮していただきたい。町長の見解はどうか。</p> <p>(2) 町の小・中・特別支援学級で、コロナ感染症対策はどのような対策が取られているのか。</p> <p>(3) スクールサポートスタッフ等、今後どのような対策を計画しているのか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7  | 廣瀬 英二 | 1. きくよう健康倶楽部について             | <p>菊陽町において、高齢者数も平成2年の国勢調査以来、年々増加し、また平成28年からの将来予測においても年々増え続け、令和7年には約10,700人とされ、5人に一人以上が高齢者になるとされている。そういう現状及び将来予測の中で、人生100年時代と言われる今日、住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々等との社会関係を保ち、家族及びまちの一員として健康で末永く、普通の暮らしができるために、平成30年に始まった「菊陽健康倶楽部」は健康寿命延伸対策として定着しつつある。会員は令和2年6月末で2,127人となっている。健康づくりを後押しするために、血圧等の数値を管理することにより、目標が設定でき健康増進につながる。また、併せて宣伝活動も含め、ポイント、交換商品等を充実拡大していく必要がある。</p> <p>(1) 体組成計で測定した数値を記録する健康手帳を作成し会員に配布する考えはあるか。</p> <p>(2) 新規会員紹介ポイント、体質改善レベルアップポイント新設の考えはあるか。</p> |

| 順位 | 質 問 者 | 質 問 事 項     | 質 問 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |             | (3)交換商品として、地元特産品等の新設は町の産業振興につながると思うが、新設の考えはあるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|    |       | 2. 移動販売について | <p>第3期菊陽町福祉計画及び第5期地域福祉活動計画の中に「地域の福祉活動・福祉サービス」の調査結果が掲載されている。アンケート結果から見える傾向として「食料品や生活用品等を配達してもらえる」が中部小学校区で71.4%と高い割合になっており、お買い物に対しての不便さが如実に表れている。また、南小学校区においては、令和2年6月末で住民数1,752人に対し、75歳以上の高齢者が349人で高齢化率は19.9%であり、全体の校区の中で高い比率となっている。その中でも井口地区においては、住民数374人に対し75歳以上が109人で高齢化率は29.14%と町内一番の高齢者地区となっている。高齢化による自主的な免許証返納や近くにお店が無い等からお買い物難民とされている。私も実情を把握するため、幾度となくお話を伺ったが何とかなくてはとの思いで、日々対策を考えてきた。その対策として移動販売にたどりついた。社協、生協等、種々検討したが、実績のあるローソン熊本菊陽バイパス店が現実的であり、複数回お話しをさせていただいたが、営業基本方針として地域密着の展開を目指している。移動販売については前向きな姿勢であり、また、町からの助成は考えていない意向であった。一議員として、ローソン熊本菊陽バイパス店の方針に共鳴し、地域共生社会の実現に向けて、微力ながら尽力していきたい。</p> <p>(1)お買い物難民とされる中部小学校区及び南小学校区の一部地区の現状をどのようにとらえているのか。</p> <p>(2)ローソン熊本菊陽バイパス店の基本方針である「地域・町と一諸になった取り組み」については、町としても聞かれていると思うが地域共生社会の実現に向けての第一歩として、町はどのように取り組むのか。</p> |

1. 西本 友春 (P 125～)
2. 甲斐 榮治 (P 128～)
3. 阪本 俊浩 (P 133～)
4. 佐々木理美子 (P 139～)
5. 矢野 厚子 (P 143～)
6. 小林 久美子 (P 146～)
7. 廣瀬 英二 (P 150～)

【質問事項】

1. キッズゾーンの設定について

(質問要旨)

令和元年5月、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しており、政府は、令和元年6月18日に「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」を決定し、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーン設定推進を令和元年11月12日に周知が都道府県等になされました。

「キッズゾーン」は、付近に保育園等の施設がある場所で、未就学児の屋外活動の安全の確保に向けて、ドライバーに交通事故防止の注意を喚起し、子どもへの見守り意識を高めるものです。

国に先駆けてモデル的に4園を対象に「キッズゾーン」を設けた大津市では、道路の路面標示は原則、1園で4か所としており、一番近いところに緑の下地の塗装を行っており、残りの3か所は白文字でキッズゾーンと表示しているとの事でした。警察や道路管理者との調整には多少時間はかかっているが、園長先生からは喜んでいただいております、地域からも早くしてほしいとの要望の声もありますとの事です。

(1) キッズゾーンの設定推進については、いち早く取り組むものだと提案するが、どのように考えているのか。

『回答』

キッズゾーンの設定は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、有効な施策であると認識しております。

現在、町では、キッズゾーンの設定前にできる対応として、キッズ・ガードの配置支援を行ったほか、令和元年10月に、関係機関（国・県・町の道庁管理者、大津警察署）との合同で実施した“緊急安全点検”で、対策が必要とされた施設の危険個所において、区画線の設置を行うなどの対応を行っているところです。

キッズゾーンの設定については、先述しました“緊急安全点検”において、対策が必要とされた施設の中から、キッズゾーン設定の必要性が高い施設を見定め、まずは、当該施設との協議を進めていく方針です。

## 【質問事項】

### 2. 遠隔手話通訳サービスについて

#### (質問要旨)

2018年7月に、熊本県における聴覚障害者支援制度等の検討・改革・創設のためのプロジェクトチームが、熊本県における聴覚障害者支援制度等の課題検討および協議報告書によると、すでに取り組んでいる事業も含め、現行制度にはないが、新しく必要な事業課題として

- ①聴覚障がい者のためのICTを活用した事業に取り組む
- ②情報・コミュニケーション保障のトータルコーディネートができる人材育成をおこなう
- ③手話言語条例制定に取り組む

とまとめてありました。

(1) 町内の窓口等で、聴覚障がい等がある方への説明はどのように行っているのか。

#### 『回答』

まず初めに、身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受け、かつ、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障がい等を有する聴覚障がい等のある方が健聴者との意思の疎通を図るに当たり、本町が実施している意思疎通支援の実施状況についてご説明させていただきます。

本町では、障害者総合支援法第77条に規定されている、地域生活支援事業の必須事業の1つである「意思疎通支援事業」を菊池圏域4市町合同で実施し、熊本県ろう者福祉協会に委託の上、意思疎通支援を必要とする聴覚障がい等のある方に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

そのサービスを利用するなどして、手話通訳者と一緒に聴覚に障がいのある方が役場の窓口に来られた場合には、手話通訳者を介して意思の疎通を図りながら説明等を行っています。

また、手話通訳者が同行されていない場合や、言語機能または音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある方に対しては、主に筆談による対応を行っております。

#### (質問要旨)

ICTを利用した意思疎通支援サービスは、全国でいくつもの自治体が導入し、様々な取り組みを行っているところがあります。一例を上げると、

- ①窓口で手話通訳コールセンターへテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能
- ②音声を文字化する機能
- ③タブレット端末の画面上で、手書きで筆談ができる機能
- ④聴覚障がい者がご自身のスマートフォンを使って、自宅からでも外出先からでも、オペレー

ターと手話等を通じて、リアルタイムでコミュニケーションができる電話リレーサービスなど、様々です。

また、電話リレーサービスが制度化されることにより、きこえない人の生活は一変します。きこえる人と同じように誰に対しても必要な電話をいつでも、すぐにかけることができるようになります。日常生活が豊かになるだけでなく、就労分野等でもより積極的な社会進出も可能となります。また、命に関わる緊急通報の整備も進みます。

電話リレーサービスを制度化することで聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立しました。しかし、この法律はまだ成立したばかりであり、これから制度を充実させていくことが重要です。全日本ろうあ連盟は、オペレーター養成や運営整備等にきこえない当事者団体として参画し、電話リレーサービスが公的インフラとして2021年度から円滑に実施できるよう、協力していきたいと考えているとの事です。

- (2) 本年6月5日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立した。今後「電話リレーサービス」が提供されるにあたり、聴覚障がい者等が通訳オペレーターと意思疎通を図るためには、遠隔手話通訳サービスが必要となる。サービスの導入を提案するが、どのように考えているのか。

#### 『回答』

遠隔手話通訳サービスは、聴覚障がい等のある方がスマートフォンやタブレット端末を利用して情報支援者と連絡を取り、画面越しに健聴者とのコミュニケーションを支援するサービスです。

この遠隔手話通訳サービスについては、熊本県が「熊本県ろう者福祉協会」に事業を委託の上、平成29年度から2年間の期間限定でモデル事業として実施されておりましたが、平成30年度に終了し、平成31年度から市町村の「地域生活支援事業」として位置づけられました。そのような状況から、遠隔手話通訳サービスの導入に向けて検討する必要があると考えております。

また、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立により、今後「電話リレーサービス」の提供体制が整備されることは、聴覚障がい等のある方にとって、健常者と同じように電話を利用できるようになる、便利で身近なコミュニケーションツールのひとつとなるものと思われる。

なお、「電話リレーサービス」の導入につきましては、今後、国において実施される、公共インフラとしての「電話リレーサービスシステム」の整備状況を注視していく必要があると考えているところです。

【質問事項】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(質問要旨)

- (1) 本年4月7日に発令された、国による緊急事態宣言に伴う全国一斉の休校措置をどう評価しているか。その評価を踏まえて、子どもたちの学習を今後どのように保障しようと考えているか。

『回答』

菊陽町では、令和2年4月8日から学校を再開し新学期をスタートさせましたが、熊本県における新型コロナウイルスの感染状況に大きな変化があり、4月12日に熊本県知事から熊本県教育長に休校の要請がありました。菊陽町教育委員会としても、児童生徒の安心・安全を一番に考え、感染拡大防止のため、令和2年4月14日から5月31日までの間を臨時休校にしたところです。

臨時休校期間中も、毎日の体温を測定、手洗いやうがい、咳エチケットなどについて家庭と連携し、感染防止のための「新しい生活様式」を学習する機会になったととらえております。

また、長い臨時休業で授業日数が年度当初の予定より大きく減少しましたが、年度当初の年間計画に沿った授業時数を確保するとともに、家庭環境や生活環境が厳しい状況にある児童生徒に対してきめ細かな支援を、福祉部局や関係機関と連携を図りながら進めてまいりました。

これらをふまえ、今後とも菊陽町教育委員会では新型コロナウイルス感染症対策のための「新しい生活様式」を各学校が円滑に指導できるよう、非接触型の体温計や消毒用アルコールやマスクをはじめ、3密を防ぐためのバス借り上げ料など各学校が必要な衛生管理ができるよう本定例会に予算を計上させていただいております。

また、グローバル化や情報化の一層の進展に伴い、大きく変容することが予測される未来社会にあって、菊陽町の子供たちが自分の志を高く掲げ、社会をより発展させようと生き生きしながら生きていく、そのための確かで豊かな学力を保障する必要があります。

そのため、夏休みを短縮し教育課程の見直しを図った結果、臨時休校期間の学習内容を含めて現在、計画的な履修を進めることができいております。

さらに、「GIGAスクール構想」の実現に向け、Wi-Fi環境や児童生徒一人1台のタブレット整備を令和2年度内に完了するよう事務手続きを進めています。

併せて、教職員が「一人1台のタブレット」を最大限に利用しながら未来に生きる資質や能力を育てる授業づくりの研究ができるよう、ICTを活用したオンライン全員研修会を熊本県教育委員会、インテル株式会社と共催して開催しました。

このような取組に加えて、家庭環境や生活環境が厳しい状況にある児童生徒に対して、モバイルルーターの無償貸与などの経費も本定例会に予算を計上させていただいております。

今後も、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営ができるよう、条件整備に努めてまいります。

(2) 新型コロナ感染症の流行を抑制するために、町はどのような施策を考えているか。また、この感染症が町の経済や財政に今後どのように影響を及ぼすと推測し、どのような対策を考えているか。

#### 『回答』

県内における新型コロナウイルス感染症に関する事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び厚生省令の定めに基づき、県（管轄保健所）が実施することとなっています。

町の対応としては、町民の皆様に対して、日常的な予防である「手洗い・うがい・咳エチケット」のほか、新しい生活様式実践の徹底を防災行政無線で呼びかけるとともに、町ホームページ、きくよう安心メール等で周知を図っています。

特に町内での感染者発生の情報については、発生後の対応等を含め保健所と緊密に連携して、感染拡大防止に努めているほか、医療用消耗品が入手困難な時期に、町内の全医療機関及び全介護施設に感染防止用のマスク及び消毒液を提供するなど、施設内での感染拡大防止に協力しています。

さらに第2波・第3波により県内での感染症が大流行した場合に、現在、指定されている医療機関における診療が、一般医療機関での診療体制に拡大されることが想定されるため、感染防止対策に必要な医療従事者の防護服、ゴム手袋、フェイスシールドを町が備蓄しておき、必要に応じて、町内医療機関に提供できる体制を整えています。

また、本定例会補正予算において、感染防止対策を講じる町内の高齢者福祉施設等が、衛生用品の購入や施設整備に充てる費用として、2,000万円を計上しており、施設内の感染防止対策に取り組んでいきます。さらに県の補助金を活用して、施設の陰圧装置設置や換気設備設置の整備費として3,600万円を計上し、高齢者施設内の感染防止対策に取り組んでいきます。

次に新型コロナウイルス感染症による町の経済や財政に及ぼす影響及び対策についてですが、この感染症は、全国的にも、多くの業種に悪影響を及ぼしており、本町も同様の状況です。人・モノ・金の動きが抑制されていることから、町内事業所の業績、雇用や所得に影響を及ぼしていると考えており、調査機関の帝国データバンクによると、熊本県の企業の83.3%がマイナス影響を受けているとの調査結果もあり、その影響は深刻です。

本町では、特に飲食店・宿泊業において、早い段階から、一律に甚大な影響を受けている業種であると判断し、早期に飲食店・宿泊業支援事業を行いました。他にも、事業継続支援、個別相談会などの事業を実施してきました。

対策の実施に当たっては、国の交付金などの財政支援を活用して対策を行ってきたところですが、財源不足を補うため、財政調整基金などを取り崩して資金繰りを行っている状況です。

また、感染症の影響により景気は厳しい状況にあり、町税などの町の収入が減少することが見込まれます。

依然として、感染症の収束の目途が立っていないため、引き続き家賃支援事業、事業者向けの感染防止の対策事業など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者を幅広く支援する施策の実施を予定しています。しかしながら、収入の減少が見込まれることもあるため、事業の実施に当たっては財源の確保を図るなど、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を見据えながら、健全な財政運営に努めていきます。

今後も、国や県に対して、地域の実情に即した更なる財政支援を要望していきたいと考えていますので、議員の皆様方にも御理解と御協力をお願いします。

## 【質問事項】

### 2. 空港アクセス鉄道計画について

#### (質問要旨)

- (1) 熊本県による空港アクセス鉄道計画の現状をどう捉えているか。また今後どのような過程をたどると推測しているか。

#### 『回答』

熊本県を事業主体とした「空港アクセス鉄道」の整備については、これまで、町議会の場でその進捗を御報告してきたところです。

令和2年6月県議会においては、整備費用も含めた4つのルート案の特徴が示され、また、事業の採算性、費用便益分析など、令和元年度の詳細調査の結果が報告されました。また、蒲島知事からは、調査を継続する必要があることや新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、「空港アクセス鉄道の事業化の判断については、一旦立ち止まり、更に議論を深める」との答弁がなされております。

そして、今年度は、令和元年度の詳細調査の結果を踏まえ、需要予測モデルの精緻化や費用便益分析の課題解消のための継続調査が行われると把握しております。併せて、有識者や経済界などからなる「空港アクセス検討委員会（仮称）」を設置のうえ、新型コロナウイルスが交通・観光業界に与える影響や、BRTを含めた他交通モードの比較についても幅広く意見を聴き、一層の理解促進を図られるところであると認識しております。

このような現状において、町では、今年度実施される継続調査の内容や、新たに設置される検討委員会の議論について、事業主体である県との情報共有を図り、より緊密に連携して参ります。そして、空港アクセス鉄道事業の動向を注視して参りたいと思っております。

- (2) 菊陽町は、「本計画は熊本県の計画なので、県の事業計画が明らかになるのを待つ」との姿勢をとっているが、本計画は、町の基盤整備上もきわめてたいせつな計画である。6月県議会までに示された熊本県の調査結果などから、大方の鉄軌道のルートは推定できる。また、シリコンバレー構想等鉄道沿線に関する事業の情報もある程度示されている。計画を受け入れる立場の町も、本計画に付随する様々の条件整備や町の独自事業についてアウトラインを構想できる段階には至ったと考えるが、どうか。さらに、熊本県としての次のハードルは、計画をいかに事業化に持っていくかにあると推測する。このような状況下で、町は何をしなければならないと考えるか。

#### 『回答』

令和2年6月県議会においては、令和元年度の詳細調査の結果として、JR三里木駅を起点に、

県民総合運動公園付近に設置予定の中間駅を経由して、阿蘇くまもと空港に至る4つのルート案が報告されております。第1のルート案は、平成30年度に県において実施された概略調査のルート案に最も近く、国道57号沿線の市街地を高架で通過するもの。第2のルート案は、第1のルート案と経路は同じで、国道57号沿線の市街地を高架ではなくトンネルで通過するもの。第3のルート案は、第2のルート案のトンネルの長さを可能な限り短縮したもの。第4のルート案は、空港への登り口について、空港、周辺の既存施設を避けるため、大きく迂回させたものです。幅1.5kmの帯の形で示されており、それぞれの案で事業費、走行性（曲がりくねるなど）、運行時間等が異なっています。

そして、現在、事業主体である県において、事業化の判断は一旦立ち止まるとされています。今年度は、費用便益分析等の精度向上のための継続調査や、有識者・経済界などをメンバーとする検討委員会を実施される予定であり、これらの結果を踏まえ、県において事業化の判断がなされていくものと認識しております。

このような状況を踏まえ、町としては、まずは、県における継続調査の内容や検討委員会での議論、更には県が提唱する「熊本版シリコンバレー」の具体的な戦略など、空港アクセス鉄道に関する取組について更なる情報共有を図って参ります。

そのうえで、県のより詳細な事業計画等が明らかになりましたら、菊陽町としてのまちづくり構想など必要な調査・検討を速やかに進め、町の更なる発展に繋げて参りたいと考えております。

【質問事項】

新型コロナ感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け町内でも不安が広がっている。感染拡大を防ぐとともに、早急で有効な対策が求められている。その対策と、より有効な町民の皆様への生活支援についての提案と質問です。

(質問要旨)

- (1) 新型コロナウイルスの影響を受け各家庭においても自宅で食事をする機会が増えていると思われる。町内産の新米ヒノヒカリ（三度のときめき）を町内の全世帯（約18,000世帯）に配布すれば、僅かであれ食費の節減にもつながり、人参等の町内産農産物の地産地消対策にもつながると思うが、どう考えているのか。

新型コロナウイルスの発生以来、町民の皆様方も外食の機会が随分と減少したものと思われます。第2波の襲来によりおのずと今以上に自宅で食事をする回数も増え食料品の確保も必要になってくると思われます。

そこで最も必要な食料と言え、日本人の主食であるコメではないでしょうか。

皆さん方も1日に1回は、コメを食べられると思います。このコメを菊陽町の全世帯に配布してはいかがでしょうか。コメ農家以外の方は、皆さんコメは購入して食べておられます。特に来月は、水田が黄金色に染まり菊陽町でも新米の収穫がはじまります。コメ農家にとっては、特別な時間でもあります。特に、新米を配布すれば時期的にもタイムリーで必ず喜んでもらえると思います。

ちなみにコメ3kgを町内全世帯1万8,034（7月31日現在）世帯に配布したと想定します。JAでは1kg換算すると約400円で販売しているそうです。それにコメ袋代約100円を加えても1,300円にしかありません。高いか安いかわけにして金額にして約2,340万円しか掛かりません。しかし、ネックになるのが配送料です。調べましたところ、コメ代同等もしくはそれ以上の所もありました。

こういう点も踏まえて考えた時、コメの引換券を郵送し、指定された場所に取りに来ていただくような仕組みを考えてはいかがでしょうか。

光の森、三里木、東部、西部などの町民センターや中央公民館など職員などが常駐している町の施設に期日を指定し取りに来ていただく、このような考え方もできると思います。また、どうしても取りに来ることができない方には、ボランティア協会などにお力添えをいただければいかがでしょうか。コメは保存も効きます。もしコメが余った場合は、被災地支援とか有事の際やボランティ

ア事業にも活用できます。事務費も手間も時間もかかりますが、是非、前向きに考えてください。

また、山川 J A 菊陽中央支所長にお聞きしましたところの、現在の状況は、WC S 用稲作付けが菊陽町内で約185 h a あり、主食用米ヒノヒカリの作付け面積は、131 h a で菊陽町の全水田面積(746 h a) の僅か18%しかないそうです。

計算してみると、約18,000世帯に3 k g で54,000 k g、コメ1俵に換算して900俵が必要になります。10 a 当たり7俵収穫の計算で約13 h a の面積でこの量は、賄えます。菊陽で栽培されたコメを配布するのがベストではありますが、もしも事情によりできないときは、同じ J A 菊池管内で栽培されたコメを利用すれば、ほとんど味も変わらず何ら問題はないと考えます。コメ袋には「がんばろう菊陽」や J A のロゴマークを入れ配布すれば、町、J A、私ども農家にも付加価値が生まれます。まず、町の政策に喜んでいただき、J A の宣伝にもなり、地産地消対策からも菊池地域農家の作ったコメの美味しさを、特に西部地域の方々に味わっていただきたいと思います。もしこの案を取り入れていただいたなら、次は菊陽特産のニンジンについても考えていかれたらいかがでしょうか。ニンジンについても莫大な予算が必要になるとは思えません。菊陽町の農産物の宣伝にもなります。

時間も手間もお金もかかりますが、このような政策を打ち出している市町村は、全国にもないと思います。他の市町村に歩調を合わせるのではなく、町独自でこの案を日本で最初に提言されてはいいのでしょうか。他の市町村に先んじて行動を起こすことが、町の政策評価にもつながると考えます。最近、私も近所の方や友人から「町や議会は、なんばしよっとや。コロナで皆困っとるばい。」と、よく言われます。その意味からも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国や県からの補助金は使わずに、財政調整基金も11億円前後に目減りしていると聞いておりますが、町独自の財源を活用してこの提案を実現させていただきますように重ねてお願いいたします。

また、J A 菊池の三角修組合長からも「地域の農産物を地域の人に食べていただくのが理想です。もし実現すれば全面的に協力します。」という言葉もいただいております。コメの配布についての考えをお尋ねします。

## 『回答』

新型コロナウイルス対策を進めるに当たって、以前、新型コロナウイルス対策事業を全世帯一律に行えないかとの議会からの要望等もあり、全世帯に行うための事業の一つとして、地産地消にもつながる事業の検討を行った経緯があります。

菊陽産の新米の配布については、可能であるかどうか J A 菊池及び関係団体から作付け等の状況を確認し検討してまいりましたが、御承知のとおり、菊陽カントリーエレベーターが地震により取り壊され、現在は、南部カントリーエレベーターにおいて、大津産米と混合され、乾燥調製が行われており、純粋な菊陽産米の確保ができない状況であります。

また、菊陽産米の生産量は、令和2年産新米の出来高として250 t となっております。その内

102 tにつきましては、各農家の自家用米及び販売用米として配分され、残りの148 tにつきましても、各方面へ販売先は既に決まっていると伺ったところです。

ご提案のとおり、新型コロナウイルス対策の事業を地産地消につなげるという考えは大切でありますので、JA菊池の全面的なご協力をいただいて、各農家の販売用米も含めて米の必要量の確保が可能か再度協議を重ねてまいりましたが、やはり、菊陽産米の確保は難しく、コロナ対策として町内全世帯に米の配布を行うことについては困難でありました。

しかしながら、今後も様々な方向から地産地消の推進に取り組み、農業振興に努めてまいります。

(2) 病院や福祉施設などで集団クラスターが発生した場合の対応策や町独自の対策は考えているのか。

新型コロナウイルスの第2波が押し寄せ県内でも長洲や山鹿でクラスターが発生しております。菊陽町内でも数名の方の感染が確認されております。新型コロナウイルス感染者の対応につきましては、県が一括して対応することになっておりますが、もしも、病院や福祉施設などで集団クラスターが発生した場合についての質問です。

私の地区にも大きな病院があります。医院長先生、事務長さんにもお話をお聞きしましたが、非常に神経をとがらせコロナ対策には気を遣っておられます。この病院のベッド数は139床あり現在（2月21日）95人の方が入院されているそうです。どこの病院も一緒ですが、病院入口での検温は当然の事ですし、家族でも緊急時以外は、病院内への入室を禁じるなど、お年寄りの方が多くクラスターの発生を特に心配されております。また、職員130人の内、約100名は医療従事者ということで、もしもの場合、コロナ対応の最前線で働かれる方々であります。皆さん毎日コロナ対策を徹底し日々医療現場で働いておられます。病院では、もしもの場合を考えコロナウイルス対策として1部屋は空けて準備しているという話です。また、感染者が確認された場合は、専門の病院への転送を考えているという話でした。現在フェイスシールドを67枚、ディスポガウン200枚などを準備しているそうですが、必要な時に必要な品々がすぐ手に入るのかなど医院長先生も心配されておりました。あつてはなりません、もしも集団クラスターが発生した場合の対応策や町独自の対策は考えているのか、お尋ねします。

#### 『回答』

県内における新型コロナウイルス感染症に関する事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び厚生省令の定めに基づき、県（管轄保健所）が実施することとなっております。

また、県では、県内での感染者クラスター発生時に短期集中的な対応が進められるよう厚労省に設置されているクラスター対策班と連携して、発生後の感染拡大を最小限にとどめる対策が講じら

れると認識しております。

ご質問の町独自の対策については、感染者及び接触者の対応は保健所が行いますので、町では、保健所と定期的に感染者に関する情報を共有し、町として実施できることの把握が必要と思われます。

そこで、県内で感染者クラスターが発生した自治体にお尋ねしたところ、住民からの健康相談の対応や当該施設への苦情、風評被害等に対する正しい情報の発信が重要との回答をいただきました。他の事例を参考にしますと、感染者の人権に十分配慮した住民への対応や正しい情報をホームページやチラシ等で周知を行う対応が必要と考えております。

病院や福祉施設などの感染防止対策支援として、第2波・第3波により県内での感染症が大流行した場合に、現在、指定されている医療機関における診療が、一般医療機関での診療体制に拡大されることが想定されるため、感染防止対策に必要な医療従事者の防護服、ゴム手袋、フェイスシールドを町が備蓄しておき、必要に応じて、町内医療機関に提供できる体制を整えております。

また、本定例会補正予算において、感染防止対策を講じる町内の高齢者福祉施設等が、衛生用品の購入や施設整備に充てる費用として、2,000万円を計上しております。さらに県の補助金を活用して、施設の陰圧装置設置や換気設備設置の整備費として3,600万円を計上し、高齢者施設内の感染防止対策に取り組んでまいります。

- (3) 新型コロナウイルスの影響を受け町内の飲食店は、深刻な状況に陥っている。経営危機の状況を支えるためにも広報きくようの中に飲食店宣伝のチラシを折り込み配布するような考えは持っているのか。

新型コロナウイルスの影響を受け町内の飲食店は、深刻な状況に陥っています。5月には、菊陽町飲食店、宿泊業支援金事業として町内の約250の事業者に対して1事業者一律10万円支援という支援措置がとられました。しかし、依然として状況は厳しく私も何度となく食事をしに行きましたが、人影も少なくどの飲食店も以前のような賑わいは戻ってきていません。

菊陽町の飲食業組合の会長さんにお聞きしましたが、売り上げは、前年の20%くらいで、まだ悪い店もだいぶあるでしょうといわれておりました。

これは、誰のせいでもないもので、今は我慢して頑張ると、前向きな姿勢に好感を持ちました。また、どの店に行っても非常に来店に対し有難がってもらいましたし、僅かな額のテイクアウトにも喜んでもらいました。

このままコロナの影響が続けば各飲食店とも存続の危機に陥ります。

みんなで菊陽町の飲食店を盛り上げていくべきだと思います。その宣伝策として広報きくようを活用して飲食店の紹介を行っては、いかがでしょうか。

応募を募り広報誌の中に飲食店のチラシを折り込み配布すれば、町民全世帯に飲食店の情報が提供できます。町内約250店舗というわけにはいかないでしょうが、まずは商工会関連の店舗からで

も紹介していく案もあると思います。どのように考えられますか、質問いたします。

『回答』

新型コロナウイルス感染症では、町内の幅広い業種に悪影響を及ぼしており、町内経済に、深刻な影響を及ぼしております。

町としても、中小事業者向けの資金繰りの支援や町独自の支援策をはじめ、国、県の支援事業とも連携した施策を実施しています。

新型コロナウイルス感染症は、町内の幅広い業種に影響を与えていますが、その中でも、特に飲食店は、早い段階から、一律に甚大な影響を受けている業種であると考え、飲食店・宿泊業支援事業として、一律10万円の支援金を支給させて頂きました。

また、緊急事態宣言が出された4月下旬から、商工会と連携し、既存のホームページを活用して、テイクアウト・宅配を行うお店などを紹介しています。

このホームページの閲覧数を確認したところ、多くの方にご覧頂いたことが分かっており、掲載した店舗からも、新型コロナ感染症による大変厳しい状況でのテイクアウト利用に繋がったということで、感謝の言葉も頂戴しております。

今回の本定例会補正予算において、菊陽町観光振興補助金から新型コロナ復興補助金へ予算の組み替えを行い、飲食店の周知や新型コロナ感染症からの復興事業まで、幅広く活用することを考えております。

また、併せて、議員から御提案頂きました広報きくようにおいても、掲載店の募集やホームページのお知らせなど、飲食店周知のホームページと連動させた活用も検討し、その周知の効果を高めて参ります。

(再質問事項)

阪本 俊浩 議員

【再質問事項】

(質問要旨)

(1) 地産地消対策から考え、特に西部地区を中心に菊陽にんじんを配布する考えはあるのか。

『回答』

通常、にんじんの消費期限は、冷蔵保存で1週間程度となり、悪条件の下では1週間ももたない場合も想定されます。町民の皆様は、菊陽にんじんを美味しく食べていただくためには、鮮度と食の安全性を確保することが不可欠であるため、やはり配布方法及び消費量に対する消費期限の短さが課題となり、にんじんを配付することは困難であると判断するところであります。

また、新型コロナ対策として、一部地域を指定した事業の実施についても難しいと考えています。

しかしながら、本町におけるにんじんの生産量は、県内1位を誇り、菊陽町を代表する農産物の一つでありますので、地産地消対策に限らず、多くの方に菊陽にんじんを食していただきたいと考えています。

現在、取り組んでいます菊陽にんじんの消費拡大及びPR事業としましては、すぎなみフェスタにおけるにんじんの詰め放題や収穫体験、大阪府の新梅田食堂街でのPR活動、屋久島町や豊中市の農業祭への出店、富士フイルムのさくらまつりにおけるにんじんジュースの配布、学校や保育園での給食の食材として町内産の使用、にんじんの里マラソン大会での配布及び丸ごと1本のにんじんを使ったレトルトカレーの開発などの事業に取り組んでいるところであります。

今後においても、防災訓練など町の事業に参加いただいた際の参加賞、ゴーヤカーテンコンテストなどの副賞及び地元の野菜を使用した学校給食「キャロッピーデー」と連携した配布等、関係課等及び生産者の協力と御意見を伺いながら、更なる地産地消対策に取り組んでまいりたいと考えております。

【質問事項】

1. コロナ禍における避難所の対策について

(質問要旨)

7月3日に熊本豪雨災害が発生し、甚大な被害がありました。今回の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに被害に遭われた皆さま方に心よりお見舞い申し上げます。

今回の球磨川の氾濫は、今まで経験したことのない未曾有の災害とも言われています。今回の豪雨災害のボランティアとして私も人吉、芦北、坂本町などに行かせていただきました。そこで改めて、被害のすごさを目の当たりにし本当に胸が締め付けられる思いでした。また、被害にあわれた方々の意気消沈した姿にも涙が出る思いでした。一日も早い復興を望むばかりです。

今回私が伺った所は自らも被災されているにも関わらず、被災者支援のために炊き出し、支援物資の呼びかけ・提供を行なっておられました。

今回は現地の避難所に行ってコロナ感染対策、避難されている方々の複合的対策までは見ることができませんでした。新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期すことが重要になると思われます。これから台風シーズンになり、避難所の開設もあり得ると思い、避難所運営の対策について質問します。

(1) 国または県の指針を踏まえ、町は具体的な行動計画を始めているのか。その内容は。

『回答』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月7日付けで国から「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の通知があり、令和2年5月には熊本県から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針」が示されました。

これらを受けまして、町では6月に作成しました令和2年度菊陽町地域防災計画の中で、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を定め、取組みを進めております。

地域防災計画における内容は次のとおりです。

■ 令和2年度菊陽町地域防災計画（P159抜粋）

(7) 避難所の管理運営

オ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意

すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや導線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

(2) 避難所において避難者の基本的な感染対策の強化とともに、町が行う対策の一つとして避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等・感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についても、求められる。どのように考えているのか。

#### 『回答』

新型コロナウイルス感染症などの警戒が必要な中での、災害対策については、まずは、住民がとるべき避難行動を確認していただくことを考えています。

避難の必要性とともに、避難所での感染リスクを避けるうえで、安全が確保できる親戚や知人宅への避難などについても、あらかじめ検討していただきたいと考えております。このことについては、7月に「避難情報のポイント」や「白川・堀川の洪水浸水想定区域図」などと併せ、各世帯にパンフレットを配布し周知しております。

その上で、避難所における対策としては、令和2年度菊陽町地域防災計画に定めたとおり、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、咳等の体調を確認し、症状がある場合は、別に専用スペースを確保するなどの対策を行い、適切に対応したいと考えております。

また、避難所の衛生環境を保つための、マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを整備するとともに、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドの備蓄も進めております。

## 【質問事項】

### 2. 防災対策について

#### （質問要旨）

7月6日に大分県日田市においても豪雨災害が発生しました。その時に被災された高齢者の方がニュースのインタビューに応えられていました。高齢者の方は雨風の豪音で防災無線は聞こえなかったが戸別受信機から「命を守る行為」の放送があり家をでた。その直後に家の裏からがけ崩れが発生し、命だけは助かったと答えられていました。

菊陽町においても白川流域に住む以上、絶対に豪雨災害は起きないとは予測できません。過去に経験したことの無い災害も起こりうるかもしれません。私の思いとしては、まずは平成24年の九州北部豪雨災害の時、被害にあわれた白川沿岸地区に戸別受信機を配備する必要は、絶対にあると思います、質問します。

(1) 土砂災害警戒区域が指定されたが、具体的な対策は考えているか。

#### 『回答』

本町での土砂災害警戒区域は、上津久礼、下津久礼、戸次、馬場楠などの急傾斜地に隣接した地域が指定されております。また、現在、県では町内の13箇所を追加で指定する手続きを行っており、本年度中に指定される見込みです。

ご質問の具体的な対策については、土砂災害警戒区域を菊陽町地域防災計画に掲載することで警戒体制を図るとともに、昨年度には、土砂災害警戒区域に該当する世帯に対し、自宅が土砂災害警戒区域に位置していることや、大雨の時は気象情報や町からの避難情報を確認し、土砂災害の危険性が高まる前に避難所などの安全なところへ早めに避難していただくことなどを文書でお知らせしております。

また、大雨により気象庁から土砂災害警戒情報が出された場合など、実際に土砂災害の恐れがある場合は、速やかに防災行政無線や町ホームページ、きくよう安心メール、ヤフー防災メールなどの複数の情報伝達手段により気象情報や避難所開設などの情報をお知らせするとともに、地域や消防団と連携し早めの避難をお願いしています。

(2) 災害危険区域に戸別受信機の配布を再度考えるべきではないのか。

#### 『回答』

戸別受信機は、防災行政無線での放送を屋内で聞くことができるため、大雨や強風時にも確実に情報を伝達できる手段と考えております。

現在のところ、戸別受信機は、区長、自治会長、消防団幹部、議会議員、民生委員児童委員、加

えて水害や土砂災害の危険のある白川沿川地区の役員宅など災害時において、確実に情報を伝達し行動していただく必要があると考えられる箇所に設置させていただいております。なお、令和元年度には、町内の介護施設や老人ホームなどの福祉施設18カ所、小中学校の8校へ設置を行っております。

なお、土砂災害や洪水が想定される災害危険区域の地域では、町からの防災行政無線やきくよう安心メールなどによる情報伝達のほか、地元の区や消防団と連携を行い、地区の放送や消防団による避難の呼び掛けなども行っているところではあります。

しかし、この度の県南地域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨を受け、より緊急で確実な情報伝達の必要性があることから、今後、土砂災害警戒区域への戸別受信機の配布について進めてまいります。

【質問事項】

1 町民の感染症等の予防について

(質問要旨)

- (1) 現在インフルエンザ予防接種が65歳以上1,400円、65歳未満1,900円で、他町村に比べて安く実施されているが、無償化は考えられないか。「コロナウイルス感染症との識別の有効な判断や病状の悪化防止に有効」と日本感染症学会で提言されていて、事前の予防が医療費の抑制につながるのではないか。

『回答』

本町におけるインフルエンザ予防接種実施に伴う自己負担額は、ご質問の内容のとおり、65歳以上の定期接種（予防接種法に基づくワクチン接種）1,400円、65歳未満の任意接種1,900円となっております。ご質問の「現在の自己負担額を公費で負担して無償化できないか。」についてお答えします。現在、インフルエンザを含む各種予防接種事業は、菊池地域2市2町等で構成している菊池郡市保健協議会と菊池郡市医師会において接種委託料を協議し、契約に基づき医療機関で実施しております。令和2年度インフルエンザ接種委託料は、4,321円で委託契約し、自己負担を除いた金額を町が負担しております。令和2年度当初での委託料予算額は、65歳未満（2,421円×14,000人＝33,894,000円）、65歳以上（2,921円×4,500人＝13,144,500円）、併せて47,038,500円を計上し、委託契約は、すでに締結済みであります。また、この委託契約を含む本町の予防接種事業は、菊池圏域2市2町と医師会の協議により各市町統一した委託料及び自己負担額で実施されている状況にあることから、2市2町の住民負担が同一の金額で実施していくことが望ましいと判断し、現時点での無償化は考えておりません。

なお新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されますので、インフルエンザ予防接種を積極的に推奨してまいります。

- (2) 現在、後期高齢者歯科口腔検診と歯周病健診が特定の年齢で実施されているが、受診率は低いと聞いている。予約したり、交通手段等利用しにくい点があると思われる。口腔ケアはコロナウイルス感染症や誤嚥性肺炎などのリスク減につながると県の歯科医師会長の先日の熊日の紙面で語っている。菊陽町のデータヘルス計画では、特定検診受診率、特定保健指導実施率が目標値を達成していないと大きく赤字で書いてある。医療費において、外来医療費に比べて入院医療費が高いとも書かれています。歯科衛生士の訪問診療を利用して、ふれあいサロン等で実施を含め健康維持の基本となる口腔ケアのあり方の再検討ができないか。

## 『回答』

町で実施している歯科検診については、後期高齢者医療被保険者を対象とした「後期高齢者歯科口腔健診」と40、50、60、70歳の節目年齢者を対象とした「歯周疾患検診」を委託した歯科医療機関において実施しております。

「後期高齢者歯科口腔健診」については、後期高齢者医療保険証の送付の際に受診勧奨パンフレット配布での案内、健診申込者で未受診者への電話勧奨、町内歯科医療機関への健診委託の協力依頼、歯科医師による歯科健康出前講話等で受診勧奨に取り組んでおります。

また、「歯周疾患検診」については、対象者全員への受診案内通知に加え、未受診者への受診再勧奨はがきの通知、広報等での周知、町内歯科医療機関への健診委託の協力依頼を行いました。

その他、介護予防事業として、ふれあいサロン等の場において、歯科衛生士による歯科口腔管理方法及び歯科検診受診勧奨を行っております（歯科衛生士による診療は不可）。このように様々な受診勧奨の成果として、昨年度の「後期高齢者歯科口腔健診」受診者数は、前年度より25人増加の30人、また「歯周疾患検診」の受診者数は、前年度より39人増加の263人となりました。

歯周病による糖尿病、心臓病、脳血管疾患等を含む生活習慣病との関係も分かっていることから、口腔健診の重要性を町としても認識しているところです。

協力医療機関先は、23箇所あり、町内で受診しやすい体制を取っているところですが、さらなる受診率向上のための方法を町嘱託歯科医とも連携しながら検討してまいります。

なお、ご指摘のあった「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画」に記載されている特定健診受診率、特定保健指導実施率については、生活習慣病対策を目的とした健診、保健指導であり、歯科健診は含んでおりません。

## 【質問事項】

### 2 指定ゴミ袋を植物由来に

#### （質問要旨）

(1) 現在、町の指定ゴミ袋は石油系の物が使用されているが、町長がプラスチックの海洋汚染を防ぐために、エコバッグの配布を決定されたが、今レジ袋はほとんど植物由来の物が使用され、二酸化炭素の排出にも考慮されている。環境への配慮をもう一步すすめるために、町の指定袋を「バイオマスプラスチック」製にできないか。環境省が導入に向けたガイドラインの作成を行っているが環境省のホームページにも掲載されていて、九州では北九州市が今年秋から使用予定とされている。ぜひ町も先駆けて環境への配慮が検討できないか。

#### 『回答』

本年7月1日から、レジ袋が有料化されましたが、これは、脱炭素社会に向けて、国民のライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

町としましては、脱炭素社会に向けて、レジ袋を含む不要なプラスチックごみの削減、環境問題解決の第一歩につながるよう、全世帯向けにマイバッグを配布し、普及促進を図ることで、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題へとつないでいきたいと考えております。以上のように、いろいろな対策に取り組むことは「新しい生活様式」を実現する社会的な環境整備を行う取組であると考えており、このことは、新型コロナ対策に通ずるものであります。

御質問の「町の指定ゴミ袋を『バイオマスプラスチック』製にできないか」については、材料の供給とコストの課題があり、現在、指定ゴミ袋の材質は低密度ポリエチレンで、石油由来のプラスチックを利用しておりますが、資源物ゴミ袋（緑）と不燃物ゴミ袋（黄）は、収集し破袋した後、新たな物品にするため、再資源化しています。燃やすゴミ袋（赤）は、現在建設中の「菊池環境工場 クリーンの森合志」において、焼却処理の際に発生する熱エネルギーを利用し発電する「サーマルリサイクル（エネルギー回収）」を行い、CO<sub>2</sub>削減を図ることとしています。

また、環境省によりますと、自治体での指定ゴミ袋へのバイオマスプラスチック導入のための、技術開発やコストの課題解決に向けての利活用検討業務を、今年度から来年度にかけて実施中とのことです。本町は、熊本都市圏において、2050年温室効果ガスの実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、令和3年度に作成される予定のガイドラインを注視していきたいと考えています。

【質問事項】

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(質問要旨)

- (1) 町民が安心できる情報をもっと提供すべきではないか。町民に発熱などコロナを疑う症状がある場合、「いつでも、誰でも、何度でも」検査が受けられる体制を目指し、入院施設や隔離施設等の十分な体制が必要ではないか。

『回答』

発熱などの症状があり感染症を心配される町民の方への対応としては、新型コロナウイルス感染症事務に対応する「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）」に電話で相談されるようご案内しているところです。

コールセンターでは、新型コロナウイルス感染症の疑いを有する方からの相談への対応、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供、新型コロナウイルス感染の疑いがある患者を診察する医療機関への受診調整を行う保健所へのつなぎ等の対応がなされています。

P C R検査への実施や対応については、コールセンターから保健所へ引き継がれ、本人への聞き取り調査から保健所が検査実施を判断されています。

現状では、県内におけるP C R検査実施体制として、県（保健所）又は医師の判断により実施されております。

町としては、町ホームページ、安心メール、広報誌等を通じてお知らせしているところではございますが、今後もさらに相談窓口「コールセンター」の案内のほか、町民の皆様に必要な情報を速やかに提供してまいります。

また、県では感染者受入れ病床数については400床、宿泊療養施設については1,430室を確保している状況であります。

なお、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設において8月5日から熊本市内の施設1箇所を受け入れを始め、8月27日時点での入院患者数は77人、病床稼働率は19.3%と公表されており、医療体制をより確かなものにするための対応がなされています。

- (2) 感染者となった場合の療養、生活全般の相談はどこにすればいいのか。

『回答』

陽性となった場合については、管轄の保健所の指示により入院又は宿泊療養施設での受け入れにより治療等が行われます。また、感染者の家族等が濃厚接触者となった場合、保健所による指示が

行われます。

したがって、感染者及び濃厚接触者に対する治療・療養等の相談は、保健所が個々のケースに応じて対応されます。町としましては、保健所の指示のもとに対応を行ってまいります。

(3) 災害時の避難所の感染症対策について、どのような準備がされているのか。

#### 『回答』

避難所における感染症対策としては、令和2年度菊陽町地域防災計画の中で「町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや導線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。」と定めています。

そのため、町では、3密を防止するために十分なスペースを確保するとともに、避難者の受付時に発熱、咳等の体調を確認し、症状がある場合は、別に専用スペースを確保するなどの対策を行い、適切に対応したいと考えております。

また、避難所の衛生環境を保つための、マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、防護服などを整備するとともに、段ボールによる間仕切りや段ボールベッドの備蓄も進めております。

## 【質問事項】

### 2. 少人数学級についての見解と、学校現場の対策について

#### (質問要旨)

- (1) コロナ感染症対策として、3密状態を解消するために教育環境改善のため少人数学級の実現が必要ではないか。町長には、少人数学級化へのリーダーシップを発揮していただきたい。町長の見解はどうか。

#### 『回答』

新型コロナウイルス感染症対策として、各学校が「新しい生活様式」を円滑に指導できるよう、非接触型の体温計や消毒用アルコールやマスクをはじめ、3密を防ぐためのバス借り上げ料など、必要な衛生管理ができる予算を本定例会に計上させていただいております。

また、御質問にあった少人数学級については、国の教育再生実行会議でも論議がされていると聞いております。

今後とも、その論議を注視しながら任命権者である県と設置者である町がそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことが大切であると考えますが、その実現については、教職員の人員と教室の確保など環境整備が課題であり、国の予算確保が大前提であると考えております。

- (2) 町の小・中・特別支援学級で、コロナ感染症対策はどのような対策が取られているのか。

#### 『回答』

菊陽町教育委員会では、各学校で基本的な感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」を踏まえた「新しい生活様式」が習慣化するようあらゆる場面で指導しているところです。

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのため児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにしております。

具体的には、「発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底」「登校時の健康状態の把握の徹底」を家庭と連携して行い、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握しています。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、教職員が検温及び健康観察等を行っております。

また、感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切です。

具体的には、接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底しております。また、運動中や登下校中など3密にならないような場所以外マスクを着用して生活しております。

消毒は、感染源であるウイルスを死滅、または減少させる効果があるため、アルコール消毒液を

必要な場所に配備したり清掃による清潔な空間を保つため除菌効果があるといわれる中性電解水や除菌スプレーを地元企業から提供いただき、各小中学校で、校内の机やドアノブなどの清掃に活用させていただいたりしております。

このような取組と併せて、時間差の給食配膳やＩＣＴを活用したオンラインの全校集会など学校生活の中で３密を防ぐ工夫を、各学校の状況に応じて行っております。

(3) スクールサポートスタッフ等、今後どのような対策を計画しているのか。

#### 『回答』

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートし、教師が子供の学びの保障に注力できるようスクールサポートスタッフの派遣事業を拡大しております。

そこで、町では各学校と情報を共有し、早期の配置ができるよう人材の確保に向け県教育委員会に協力しているところです。

また、ＩＣＴ環境の一層の充実とリモート会議やオンラインを含めたWEB授業に対応できるよう、ＩＣＴ支援員の増員予算を本定例会に計上させていただくなど、今後も新型コロナウイルス感染症対策の強化に努めてまいります。

【質問事項】

1 きくよう健康倶楽部について

菊陽町において、高齢者数も平成2年の国勢調査以来、年々増加し、また平成28年からの将来予測においても年々増え続け、令和7年には約10,700人とされ、5人に一人以上が高齢者になるとされている。そういう現状及び将来予測の中で、人生100年時代と言われる今日、住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々等との社会関係を保ち、家族及びまちの一員として健康で末永く、普通の暮らしができるために、平成30年に始まった「菊陽健康倶楽部」は健康寿命延伸対策として定着しつつある。会員は令和2年6月末で2,127人となっている。健康づくりを後押しするために、血圧等の数値を管理することにより、目標が設定でき健康増進につながる。また、併せて宣伝活動も含め、ポイント、交換商品等を充実拡大していく必要がある。

(質問要旨)

(1) 体組成計で測定した数値を記録する健康手帳を作成し会員に配布する考えはあるか。

『回答』

きくよう健康倶楽部事業は、会員登録されますとタニタの活動量計を携帯し活動していただきます。この活動量計は、1日の歩数のほか、総消費カロリー、歩行時間等のデータを確認することができます。これらのデータは、活動量計自体に30日分が蓄積されますが、それ以上は、古いデータから自動的に消去されますので、定期的に専用のデータ送信機（リーダーライター、ローソンのL o p p i）により送信していただく必要があります。送信されたデータは、各個人ごとに作成されたタニタ健康管理サイト「からだカルテ」に蓄積され、各項目がグラフ化され、経時的な変化をインターネットで閲覧できる仕組みとなっています。また、町内4か所に設置している専用の血圧計、体組成計で測定したデータについても「からだカルテ」で閲覧できます。このようにご自身の健康づくりの取り組みを「見える化」することで、体の変化を確認し、継続した健康づくりへ活用していただくようご案内しているところです。

ご質問の「健康手帳を作成し、会員に配布する考えはあるのか」については、「からだカルテ」システムを利用できない会員に向けた対応になると思います。きくよう健康倶楽部では、インターネット環境をご利用されない会員の方でも、月1回開催している体組成計による無料測定会に参加いただければ、測定結果を印刷してお渡しできます。また、毎月開催している測定会に参加いただければ「クラブきくよう」スタッフが、測定結果を元に一人ひとりに合った運動方法などのアドバイスも行っております。

このように「からだカルテ」システムを利用できない会員にも自身の健康を管理するデータを提供できると考えておりますが、現在のシステム機能を活かすためにも無料測定会の周知を実施して

まいります。

(2) 新規会員紹介ポイント、体質改善レベルアップポイント新設の考えはあるか。

『回答』

「きくよう健康倶楽部」の会員数は、平成30年1月の事業開始から3年目を迎え、初年度（平成31年3月末）会員数1,428人、2年目（令和2年3月末）2,031人、3年目（本年7月末）2,158人と順調に会員数を伸ばしております。この事業の目的は、町民の健康意識の向上及び意識的な活動の促進を図り、会員の健康寿命の延伸を目指すものです。そのため、会員の健康づくりを後押しするための健康ポイント事業として、事業開始当初から今年度まで、初年度登録料3,000円、毎年の登録更新料2,000円を免除しております。

議員ご質問の「新規会員紹介ポイント」につきましては、導入している自治体の内容を確認しますと、登録料、更新料を会員から徴収し、ポイントを付与する原資を確保した上で実施されていると思われます。現在、「きくよう健康倶楽部事業」では、登録料、更新料を全額免除することで会員の増加を図っております。

また「レベルアップポイント」につきましては、本町がすでにポイントを付与している月1回の「無料測定会」への参加者を増やし、会員が「からだカルテ」を活用した健康づくりに取り組めるよう周知に努めてまいります。

(3) 交換商品として、地元特産品等の新設は町の産業振興につながると思うが、新設の考えはあるか。

『回答』

「きくよう健康倶楽部」のポイント交換事業は、事業開始当初、この事業の拠点となる「さんふれあ」の500円商品券と交換できる内容でスタートしました。その後、会員からのアンケートの結果を元に、令和2年度から「ゆめタウン商品券」「クオカード」「健康メニュー提供店で使用できる食事券」の3メニューを追加拡充しております。

ご質問の「地元特産品等の新設」については、野菜の詰め合わせセット等を各価格に応じたセット内容の対応が可能であることを確認しております。

今後は、会員へのアンケート等の結果を踏まえ検討してまいります。

## 【質問事項】

### 2 移動販売について

第3期菊陽町福祉計画及び第5期地域福祉活動計画の中に「地域の福祉活動・福祉サービス」の調査結果が掲載されている。アンケート結果から見える傾向として「食料品や生活用品等を配達してもらえる」が中部小学校区で71.4%と高い割合になっており、お買い物に対しての不便さが如実に表れている。また、南小学校区においては、令和2年6月末で住民数1,752人に対し、75歳以上の高齢者が349人で高齢化率は19.9%であり、全体の校区の中で高い比率となっている。その中でも井口地区においては、住民数374人に対し75歳以上が109人で高齢化率は29.14%と町内一番の高齢者地区となっている。高齢化による自主的な免許証返納や近くにお店が無い等からお買い物難民とされている。私も実情を把握するため、幾度となくお話を伺ったが何とかしなくてはとの思いで、日々対策を考えてきた。その対策として移動販売にたどりついた。社協、生協等、種々検討したが、実績のあるローソン熊本菊陽バイパス店が現実的であり、複数回お話をさせていただいたが、営業基本方針として地域密着の展開を目指している。移動販売については前向きな姿勢であり、また、町からの助成は考えていない意向であった。一議員として、ローソン熊本菊陽バイパス店の方針に共鳴し、地域共生社会の実現に向けて、微力ながら尽力していきたい。

#### (質問要旨)

- (1) お買い物難民とされる中部小学校区及び南小学校区の一部地区の現状を、どのように捉えているのか。

#### 『回答』

菊陽町全体では75歳以上の後期高齢者の割合が令和2年3月末で9.42%ですが、ご質問の中部小学校区や南小校区には20%を超す地区も見受けられます。

なお、井口地区については、高齢者福祉施設が2か所設置されていることもあり、近隣と比べて、高齢化率が高くなっております。

これらの高齢者の中には、自分で車を運転して外出できないため、民間のタクシーや町が運行している乗り合いタクシーを利用したり、家族や知人の車で一緒に買い物をされている方がおられます。しかし、これらの移動手段も利用できず、買い物に困っている方もいらっしゃいます。そういった方の中には、社会福祉協議会が行う、「菊陽キャロットサービス」の一つである「買い物支援サービス」などを利用されている方もおられます。

- (2) ローソン熊本菊陽バイパス店の基本方針である「地域・町と一緒にあった取り組み」については、町としても聞かれていると思うが、地域共生社会の実現に向けての第一歩として、町はどのように取り組むのか。

『回答』

ローソンが下津久礼で毎月1回、武蔵ヶ丘5町内で毎週火曜日に実施している移動販売は、町が社会福祉協議会に委託して実施している「生活支援体制整備事業」の中で、生活支援コーディネーターが区長及び自治会長などから地域の支援ニーズを聞き取り、対象の事業者を探した上で、連絡や調整などを行い実現したものです。

今後も、高齢者のニーズを把握した上で、必要とされる地区については、地元の実情に配慮した上で、実現可能であれば、地区と事業者を繋いで行きたいと考えております。

菊 陽 町 議 会 会 議 録  
令和 2 年 第 3 回 9 月 定 例 会

令 和 2 年 9 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 上 田 茂 政  
編集人 菊陽町議会事務局長 高 木 定 伸  
印 刷 株式会社 **ぎょうせい** 九州支社  
電 話 (092) 831-0700 (代表)



菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局 TEL (096) 232-4919